

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
第1 会議録署名議員の指名	3
第2 一般質問	3
小渕 洋一郎 議員	3
1 本町の地震対策について	
2 本町の新たなスポーツ文化の創造について	
金萬 文雄 議員	17
1 国民健康保険加入者の子育て支援について	
2 町民の健康管理の推進について	
鈴木 晴子 議員	30
1 町民の健康づくりについて	
2 不登校の児童生徒等への支援の充実について	
土村 秀俊 議員	48
1 放課後児童クラブ事業の取り組みについて	
2 利府町地球温暖化対策実行計画の取り組みについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員（16名）

1 番	郷右近 佑 悟 君	2 番	阿 部 彦 忠 君
3 番	須 田 聡 宏 君	4 番	高 木 綾 子 君
5 番	皆 川 祐 治 君	6 番	鈴 木 晴 子 君
7 番	金 萬 文 雄 君	8 番	土 村 秀 俊 君
9 番	浅 川 紀 明 君	10 番	今 野 隆 之 君
11 番	小 渕 洋一郎 君	12 番	高 久 時 男 君
13 番	伊 藤 司 君	14 番	羽 川 喜 富 君
15 番	永 野 渉 君	16 番	鈴 木 忠 美 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	熊 谷 大 君
副 町 長	櫻 井 やえ子 君
総 務 部 長	嶋 正 美 君
企 画 部 長	郷右近 啓 一 君
町 民 生 活 部 長	堀 越 伸 二 君
保 健 福 祉 部 長	谷 津 匡 昭 君
経 済 産 業 部 長	千 田 耕 也 君
都 市 開 発 部 長	村 田 晃 君
上 下 水 道 部 長	鈴 木 喜 宏 君
会計管理者兼会計課長	福 島 俊 君
教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 部 長	小 澤 晃 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	川 口 優 君
主 査	戸 石 美 佳 君

主 査 高 橋 三喜夫 君

議 事 日 程 （第 2 日）

令和 6 年 6 月 1 2 日（水曜日） 午前 1 0 時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（鈴木忠美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年6月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 須田聡宏君、4番 高木綾子君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

暑い方は、上着を脱ぐことを許可します。

日程第2 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

11番 小淵洋一郎君の一般質問の発言を許します。小淵洋一郎君。

〔11番 小淵洋一郎君 登壇〕

○11番（小淵洋一郎君） おはようございます。小淵であります。

それでは、許可をいただきましたので一般質問をいたしたいと思います。

自由民主党会派虹の小淵洋一郎でございます。昨年、再選されてから、早いもので4回目の定例会となりました。一般質問をする機会をいただいたことに感謝いたします。一般質問は、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせる現行の政策の変更、是正、新規の政策を採用させるなどの目的と効果があります。新人議員が一生懸命一般質問をしております。それに負けずにベテラン議員も率先垂範して一般質問を行い、まちを魅力あるまちにしていきたいと考えます。

それでは、今回通告しております本町の地震対策について及び本町の新たなスポーツ文化の創造について、2点質問いたします。

本町の地震対策について。

あの未曾有の大災害となった東日本大震災から13年、その間、2016年の熊本地震、2018年の

北海道胆振東部地震、そして、今年1月には能登半島地震など甚大な被害を伴う地震が発生しました。能登半島地震では、石川県、富山県など被災した地域で、いまだにふだんの生活に戻れない状態が続いております。熊本地震、北海道胆振東部地震、能登半島地震では、いずれもプレート内の活断層がずれることにより発生した直下型地震でありました。1995年の阪神・淡路大震災を教訓として日本全国の活断層の調査が進み、政府の地震調査研究推進本部は、活断層の危険度をS、A、Z、Xの4段階に分け、警戒を呼びかけております。2004年の新潟中越地震や2008年の岩手・宮城内陸地震など、これまで知られていなかった活断層から起きたケースも相次いでおります。

我が町には、Aランクの長町一利府線断層帯が確認されております。地震の規模は、発生するとマグニチュード7から7.5と言われ、仙台平野の南東部に被害が集中して多くの死傷者が発生すると言われております。本町は、甚大な被害が発生し得る直下型地震に備えて、いかに被害の拡大を抑え人命を守るか、行政の使命と考えることから以下について伺います。

(1) 令和5年3月、利府町防災会議が策定した利府町地域防災計画第2編「地震災害対策編」の中で、職員の配備体制について「災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動に万全を期する」とありますが、具体的にどのような体制を取るのか。

(2) 地震、火災、豪雨、土砂災害が同時に発生する複合災害となった場合、町はいかに対処するのか。また、避難所の運営要領はどのようなものであるか。必要な資機材の準備はどうか。

(3) 建物等の耐震化対策、特に公共施設の耐震化対策をいかに実行しているか。ライフライン、特に上水道の耐震化はどうか。

(4) 発災直後、人命を守ることが最優先、町の医療体制はどうなっているのか。

(5) 液状化対策として、今後、開発が進む宅地造成に町はどのように関わっていくのか。大きな2番になります。本町の新たなスポーツ文化の創造について。

運動やスポーツによって住民の健康増進や地域活性化に寄与するための指針を示すとともに、スポーツをする人、見る人、支える人が一丸となってスポーツ文化を育み、前例にとらわれず、将来を見据え、チャレンジ精神を持ちながら新たなスポーツ文化の創造に邁進していくため、利府町スポーツ推進計画を新たに作成して、本年4月、スポーツ振興課が新設されました。推進計画では、令和15年までの今後10年間、国や県の計画に沿って事業を進めていくこととなっております。計画に掲げる「豊かな心と高い志をもち、チャレンジ精神をもって新たなスポーツ文化の創造に邁進」していく行政の取組を評価いたします。新たなスポーツ文化の創

造に向け、当局の考えを伺います。

（１）新たなスポーツ文化の創造によるにぎわいの創出とありますが、これは、主に見る人を指している。地域住民が参加して体を動かすスポーツとは思えないが、どうか。

（２）新たなスポーツ文化の創造、新たなスポーツ文化の推進で、モータースポーツ、スポーツ流鎬馬が記載されておりますが、このほかにも考えているスポーツがあるのか。

（３）スポーツ推進を支える環境の整備・充実、スポーツ施設の充実に県営施設と町営施設の効果的利用促進とあります。具体的にどうなのか。

（４）スポーツによる地域活性化、まちづくり、まちの魅力向上とシビックプライドの醸成という魅力あるスポーツイベントとは、具体的に何か。

以上を伺います。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を願います。

１、本町の地震対策について、２、本町の新たなスポーツ文化の創造について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 11番 小淵洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

その前に、小淵さんは、今日、誕生日とかではないですか。大丈夫。そうですか。慶事が続いておりましたので、もしかしたらと思ひまして。大変失礼しました。

初めに、第１点目の本町の地震対策についてお答え申し上げます。

まず、（１）の災害時の職員の初動体制についてでございますが、町の地域防災計画に従い、各種災害の規模により職員の配備体制が指定されております。災害時における参集については、職員用アプリで行うこととなっており、地震については、町内で震度４以上の地震が発生した場合には、指定された職員が参集することとなっております。

次に、（２）の複合災害になった場合の対処方法等についてでございますが、災害の規模や種類によって必要な配備体制を取り、町内の被害状況を把握し、対応することとしております。また、被害状況等により町での対応が困難と判断した場合には、関係機関へ応援をお願いすることとなっております。

避難所運営につきましては、令和２年７月に避難所運営マニュアルと避難所運営ガイドラインを作成し、町のホームページで公表しております。必要な資材、機材につきましては、町の備蓄倉庫に発電機、簡易トイレ、毛布や食料などを備蓄しているほか、町内各地区においても防災備蓄品を備えていただいているところでございます。

次に、（３）の公共施設等や上水道の耐震化についてでございますが、まず、建築物の耐震

基準につきまして、大正12年の関東大震災、昭和43年の十勝沖地震、昭和53年の宮城県沖地震など大規模地震が発生するたびに改正され、昭和56年に現行の基準が建築基準法において定められたものであります。

このため、耐震診断は、昭和56年以前に建築された建物において実施が促されているものであり、現行の基準に基づいて建築された建物については、一定の耐震性を有し、仮に再び大規模な地震が発生したとしても、致命的な損害を回避し、即座に倒壊に至ることはないものと考えております。

本町におきましては、昭和37年に建築された堀川住宅をはじめとする5施設が耐震診断の調査対象となっておりましたが、平成16年度までに耐震診断を終え、その結果に基づき、既に必要な耐震補強工事を完了しているところであります。

また、町立学校につきましては、東日本大震災時に屋内運動場のつり天井等が多数落下したことから平成27年度までに落下防止対策工事を完了し、令和5年度には、天井や窓、照明器具、収納棚などの非構造部材の耐震状況の点検も行っておりますが、緊急的に修繕が必要な箇所は発見されませんでした。

さらに、地震災害で被害を受けた町内の公共施設の修復に際しては、構造体に係る調査を実施した上で修繕を実施していることから、全ての町有建築物は耐震性を有しているものと認識しております。公共施設は、防災拠点や避難場所として多くの命を預かる場所であることや、耐震基準は建築物の設計基準の一つに過ぎず、絶対的な安全性を保証するものではないこと、さらに自然の力は我々の想定をも超える場合があることなど、これまでの震災の経験を教訓として今後も定期的な施設点検や保守管理に努めるとともに、公共施設の新設や改修の際には、より一層の耐震性の向上を図ってまいります。

次に、ライフラインである上水道の耐震化についてでございますが、本町では、計画的に管路の更新を進めており、令和5年度末時点で全体の約12%の耐震化が完了しております。管路の更新につきましては、延長が膨大であるため相応の事業費と時間を要することから全国的な課題になっており、本町では、断水した場合の影響が大きい基幹管路等や古い管路から更新を進めております。今後も町民の生活を支え、安心・安全な水の安定供給ができるよう、国の補助制度や新技術の活用による費用対効果の高い事業推進を図りながら上水道の耐震化に努めてまいります。

次に、（４）の町の医療体制についてでございますが、平成18年3月に宮城県塩釜医師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結しており、被害の状況により医療救護が必要になっ

た場合は、医療救護班の派遣を要請することとなっております。

次に、（５）の液状化対策としての宅地造成への町の関わりについてでございますが、事業者が宅地造成を含む開発行為を行う場合には、一般に宅地の安全性を確保するために国や県が定めた技術基準に適合する造成計画を作成し、県の許可を得る必要があります。この許可を得る前段において、公共施設管理者である町に対しても当該造成計画を示し、協議を行うよう事業者に義務づけをしているため、協議の中で内容を確認し、不備がある場合には、是正等の指導を行っているところであります。今後も公共施設管理者の協議を通じて液状化などを含めた地震対策の内容を確認し、技術基準に適合する安全・安心な宅地造成が行われるよう注力してまいります。

次に、第２点目の本町の新たなスポーツ文化の創造についてお答え申し上げます。

まず、（１）の新たなスポーツ文化の創造によるにぎわいの創出についてでございますが、今年の３月に策定した利府町スポーツ推進計画では、本町におけるスポーツ振興の課題解決に向け４つの基本目標を掲げており、基本目標１の誰もが楽しめる運動・スポーツの推進は、主にスポーツをするための目標、２のスポーツ推進を支える環境の整備・充実は、主にスポーツを支えるための目標、３の新たなスポーツ文化の創造によるにぎわいの創出は、主にスポーツを見るための目標、４のスポーツによる地域活性化・まちづくりは、持続可能なまちを創出するための目標であり、それぞれの基本目標に掲げる施策展開によってスポーツによるまちづくりの実現に取り組むものであります。

次に、（２）の新たなスポーツ文化の推進についてでございますが、モータースポーツ、スポーツ流鏑馬のみならず、今年度より子供から高齢者まで年齢を問わず楽しめるモルックの普及に努めるとともに、パリオリンピック大会でも注目を浴びるスケートボードやブレイクダンス、障害の有無にかかわらず取り組めるｅスポーツの実施など、様々なスポーツについても検討してまいります。

次に、（３）のスポーツ環境の充実に係る県営施設と町営施設の効果的利用促進についてでございますが、議員御承知のとおり、本町には町のスポーツ施設以外に県営のスポーツ施設が多く設置されており、本町のスポーツ行政を推進する上では、相互の利用促進を図ることは大変重要であることから、今後とも積極的に県との連携を図ってまいります。

最後に、（４）のまちの魅力向上とシビックプライドの醸成に資する魅力あるスポーツイベントについてでございますが、本町では、東京オリンピックのサッカー競技や日韓ワールドカップサッカー大会などの世界的なビッグイベント、さらには宮城国体の会場地として国内外に

向けて発信し、見る人に多くの喜びと感動を与えてきました。このような大会開催地としてのレガシーを次世代に継承し、新たなスポーツ文化を創造していくことは誇りであり、持続可能なスポーツによるまちづくりにつながるものと考えます。さらには、本町にゆかりのあるスポーツ選手やアスリートと連携し、子供から大人まで夢を持って取り組めるような本町ならではのスポーツイベントの創出に努めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、順次、再質問をいたします。

（１）から、各事態の段階に応じて配備体制を取るとの答弁でした。大規模な災害発生時、最も重要となるのが初動体制です。すなわち、いかに早く行動するかです。非常配備３号で登庁してきた職員が役場に來たら何をするのか、各職員はそれぞれが何をすべきか、各人の任務を理解しておりますか。また、それを計数的に評価すると何％の職員が行動できるか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

非常配備体制は、例えば３号ということでございますが、こちらにつきましては、答弁にもございましたが、現在は、配備体制によりまして自動参集という体制を組んでおります。

それと、それぞれの配備に配置されます職員につきましては、各部ごと、各班ごとに当たる業務についての認識を持っているものと思いますし、各職員がこの計画書を見られるように、現在はウェブにいつでも見られる状態で掲載もしておりますので、そちらで認識を持っているものと思っております。すみません。どのぐらいの率かということですので、100％と考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 私が言ったのは、非常配備体制３号、最大時の対応のときにどの程度ということで、100％という回答をいただきましたので、いい成果が出ていると思います。

ただ、ここで、やはり登庁してきた職員が整々と行動できるようになるまでには、かなりの教育訓練が必要と考えます。教育訓練は、どのような内容でどのように実施しておるのか、そして、その周期はどのぐらいの間隔でやっているのか、お尋ねします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 御質問にお答えいたします。

ここ２年ぐらいの訓練の内容になりますが、令和４年ですと、職員の防災訓練ということで６月に実施をしております。その実施の際には、期日は通告しているものの、発報される時間

帯は秘密にして、緊急のすぐ参集メールというものを使いながら発報して参集訓練、あとは、それぞれの配属先での業務分担の確認等をそのときに実施しております。昨年11月にも同様の訓練を行っております。昨年の場合につきましては、逆に、職員に通告はしているものの、3日間の間でどこで発報されるか分からない状態で実施を受けた形をしております。その中でも、当然、登庁訓練からそれぞれの配備される業務への確認等の訓練を行っております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 部長の答弁は、なかなかいい答弁だと思います。定期異動、配置替え、新規採用職員等が多くいるこの時期、6月等をターゲットに訓練を実施する。やはり新しい職務に就いて間もない時期にまず慣れさせる、そして行動できるように体制を取ることが重要だと思います。

では、次の質問に移ります。

複合災害について、状況に応じて関係機関へ対応をお願いするという答弁でありました。大きな地震が発生すると、ほとんどの場合、同時に停電となります。電気が復旧した際、電気が流れ出すことにより倒壊家屋が燃え出す、いわゆる通電火災が発生します。地震対応で災害対策本部が混乱している中、町内の各地で火災が発生した場合、対処困難となる前に火災発生が予防できる場合があります。本町の地震発生直後、町はどのようにしているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問、地震発生直後に町での対応ということでよろしいのでしょうか。町での対応になりますが、先ほど申し上げました自動参集により配備体制ごとに集まった職員、その職員で現地の確認、それぞれ役割分担を持ちまして町内の各地の情報収集に当たり、本部に報告する内容で実際対応をしております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 町の職員が現地確認を行うと。その際に通電火災についての宣伝をするようにすると、通電火災の発生を未然に防げる場合がかなり多くあります。次に、大火災になって地元の消防の能力を超える場合、速やかに県知事に対し自衛隊のヘリコプターの空中消火を要請するのも有効と考えますが、要請に際し、本町としてヘリコプターが消火用の水をくみ上げる水源地の水深を把握しておくことが重要になります。ヘリコプターの消火はかなり有効です。なぜなら、水の深さを、水源地の水深を調べておくということは、浄化用バケットを水源地に投下して水をくみ上げる際に、水深がなければくみ上げることができません。例えば、加瀬沼、水深3メートルといったように、町として常に変化し得る水源地の水深を把握してお

き、自衛隊側に通報できれば、複合災害の際に対処がかなり容易となります。

複合災害で想定しておかなければならないことは、地震に備え、土砂災害の同時発生も考えられます。昭和から平成の初めにかけて、利府町は山林を造成して住宅団地がつくられました。大型団地周辺では、傾斜地が多く、土砂災害警戒区域等が点在しております。大雨警報が発令されている中、直下型地震が発生した場合、例えば、授業が行われている利府小学校の裏山が崩れた、そのときに町はどのような行動を取るか、お答えください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問にお答えします。

大規模な災害が起こった際には、今、議員の御質問の中にもございましたとおり、町で対応が難しくなった段階で近隣市町村への相互協定に基づきましての応援要請だとか、あとは、県内全域で大きな災害が出るようなときには、県知事を通して自衛隊、警察、消防等に要請を行うなど、そういった形で要請を行う内容となっておりますので、先ほどの小学校の裏の崖崩れがあったという部分についても、当然、初動では、町で確認はするものの、そういった知識のある自衛隊の要請であったり、そういった中で対応をさせていただければと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 次に、避難所の運営要領について伺います。

本町のホームページも確認しましたが、能登半島地震では、寒い体育館の冷たい床は、避難者が体調を崩す原因となりました。その教訓から段ボールベッドの必要性が言われております。本町の状況について確認したところ、段ボールベッドは保有していない。その代わりに野外ベッド、キャンピング用ベッドでありますけれども、保有していると伺いました。現在、町が保有している野外ベッドは何台ありますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） 現在、簡易ベッドにつきましては、200個の備蓄品として保管しております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 200個は、十分か、不十分か。恐らく足りないのではないかと思います。

野外ベッドは十分ではない。そんな場合に有効なものとなるのがエアマットでございます。空気を入れることによって幅70センチ、長さ185センチ、厚さ13センチ程度のマットができます。また、その空気を抜いたことにより25掛ける30センチ大の袋に入れることができます。収納スペースも段ボールベッドとか野外ベッドと違い、コンパクトで保管が容易になります。その対

応についても検討したらいかがかと思います。

次に、質問を変えます。

避難生活が長くなった場合、避難者のプライバシー対策としてパーティションが必要と考えます。4月3日に発生した台湾での地震、花蓮地震の映像で見た方はいらっしゃると思いますが、避難所内にテントを張ってプライバシーを保っております。テントを準備してくださいということはなかなか言えませんが、長期間の避難生活では、パーティションが必要と考えます。本町のホームページでは結構保有しているように見えてましたが、実際どの程度の数を持っていてどのくらいの離隔、仕切りができるのか、お答えください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（嶋 正美君） ただいまの御質問なんですが、プライベートルームということで総合体育館に16の備蓄をしております。確かに、おっしゃるとおりに、それ以外にパーティションも備蓄しておりますが、申し訳ございません、今、手元に数字を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただければと思います。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 長い避難所生活になることを考えて、なるべく十分な数の装備の準備をお願いいたしたいと思います。

次に、公共施設の耐震化について、耐震補強は完了しているということで安心しました。ありがとうございます。建築物は安全とのことですが、学校内の本棚、げた箱、ロッカー等の固定、また、体育館の照明、スピーカー、バスケットボールゴール等の落下防止措置も実施しているということを教育委員会から伺っております。ただ、そこまでやっているところですが、それらの点検、検査はどのような周期でどのように実施しているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

点検については、毎月1回、必ず安全点検日ということで職員が分担をして点検をしているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 月に1回、いい間隔でやっていると思います。ぜひ安全の点検を確保していただきたいと思います。

次に私が考えているのは、小学校、中学校で授業中に地震が発生したことにより飛散した窓ガラスで児童・生徒が負傷することを考えると、飛散防止フィルムを貼って安全を確保するこ

とが必要と考えます。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

まず、体育館についてお答えしたいと思いますけれども、体育館については、全小中学校で平成27年に天井改修工事としてつり天井の改修工事をしておるんですけれども、その際に、併せて窓ガラスなどについては、飛散防止フィルムを施工しているというところでございます。本校舎の各教室等の窓ガラスについては、飛散防止対策等は、行ってはおりません。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 教室にいる時間が長いと思いますので、教室の窓ガラスに対して飛散防止フィルムの貼り付けを早い時期に実施するよう要望いたします。

次に、ライフライン、上水道について、計画的に管路の更新を進めている管路が膨大であるため、断水した場合の影響は大きく、基幹管路から順次更新しているとの答弁でありました。橋梁部については、伸縮管を採用しているとも伺っております。重要なのは、町民への水の供給であります。断水時、町として応急給水の実施訓練を行っているか。具体的に言うと、緊急貯水槽等による拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮給水を設定した応急給水や給水車による給水訓練、また、水質検査等の訓練を実施しているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木喜宏君） お答えいたします。

給水訓練ということでございますが、これまで訓練ということで銘打って大々的にやったことはないというところですが、町の防災訓練の中で給水車を出して給水所の設置、そういった部分は、毎年のようにやっておりますが、大々的な給水訓練というのは、これまでやったことがないというのが正直なところで、今、小渕議員がおっしゃったことを参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） デモンストラーションだけでなく、実際にどういうところに問題点があるかということを検証するのであれば、1回、2回はやっていただいて、災害対策のときに役立てていただければと思います。

次に、塩釜医師会と協定を結んでいる医療救護班の派遣要請をするとの回答をいただきましたが、まず、平成18年の協定書なので、この医療救護班とは、いわゆるDMA Tであるかとい

うところに疑問を感じます。本町の場合、大型商業施設、グランディ・21、スタジアム及びアリーナ等、多くの人を収容する施設があります。大きなイベント実施中の直下型地震で多数の負傷者が発生し、本町の医療能力を超える事態が発生した場合、災害場所でのトリアージ、重症者の治療、地域病院支援、広域搬送などに当たるDMATが必要と考えます。この派遣について、この要請はどのようになっているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、DMATの派遣につきましては、県が直接行うということになっております。そこまで判断をするに当たりまして、現在は、県で災害対策本部の下に宮城県保健医療福祉調整本部というのを設置しております。そのさらに下に地域災害保健医療福祉連絡会議というのが設置されておりまして、こちらに利府町も所属をしているということになります。

また、県で、地域コーディネーターということで利府町の担当として2名の方を選任しております。こちらの方が、災害が起こったときに情報収集を行い、地域災害保健医療福祉連絡協議会を通じて県に情報を提供した上でDMATの派遣、そういったものを依頼するという状況になっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 答弁の中で宮城県災害福祉広域支援ネットワークとの連携を図っているということであります。ふだんからの要請系統をしっかりと検証しておいて円滑な支援体制が得られるように準備しておいていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

都市計画法では、一定規模の開発行為を行う場合、都道府県知事の許可、また、宅地造成規制法でも工事の許可は都道府県知事、政令指定都市、中核都市、特定指定市の長となっております。答弁では、協議の中で内容の確認を行い、不備がある場合は是正等の指導を行っているということですが、町の条例等で法的拘束力があるものなのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、県や国の基準、開発許可自体は宮城県が出すということになってございます。町の条例等での規制等は、特に設けてございません。国や県の技術的基準の中で十分安全な宅地造成が行われるものと認識してございます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 利府町内は、ありがたいことに人口がどんどん増えていくということを想定しておりますので、宅地造成工事が地震により液状化する可能性のある工事に関しては、条例を整備し、利府町は地震と災害に強いまち、安全で安心なまちとして認知されれば人口増につながると考えます。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。都市開発部長。

○都市開発部長（村田 晃君） お答えいたします。

先ほどの繰り返しになりますが、国や県の技術的な基準、様々な開発許可の中でも当然チェックはなされます。我々町も、事前協議の段階でそういった技術的な基準をクリアしているかどうかというのは、チェックしているところでございます。具体的に町で液状化に関する条例等というものは、今のところは考えてございません。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） では、大きな2項に移りたいと思います。

本町の新たなスポーツ文化の創造について。

（1）のスポーツ文化の創造については、期待する答えが返ってきましたので省略いたします。

（2）について、新たなスポーツ文化について既に推進しているモータースポーツ利府ラリーについてですけれども、町民がやりたいと思えば、車をチューンアップしてJ A Fが認定する国内B級ライセンスを取得すれば、ラリーに参加することができると考えます。スポーツ流鏑馬の場合、まず乗馬ができなくてはなりません。乗馬も馬上から弓を引いて矢を射るようになるには、かなりの練習を積まなければならない、時間がかかるものだと私は認識しております。うまく馬を乗りこなせるようになるには、かなりの時間がかかります。また、乗馬をするには、お金もかなりかかります。私が調べた結果、1回30分の乗馬レッスンで1万円を超えております。うまく乗馬できるようになるには、なかなか簡単にはできません。そして弓道、これも日々の鍛錬が必要です。一朝一夕にうまくなるものではありません。武士道から発した流鏑馬はすばらしい武道という町長の思いに私も同感であります。しかし、弓道を極めることはできても、馬に乗ること、走っている馬から矢を射るまでには、道のりは遠く、現実的ではなく、地域に根差したスポーツになるとは思えません。スポーツ流鏑馬は、観光という位置づけであれば理解できますが、果たしてこれを続けていくことに町民が納得してくれるか疑問を持ちます。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

今、御質問のあったとおり、利府ラリーにつきましては、本町でやっているTOYOTA GAZOO Racing、TGRラリーについては、初級編ということで、B級ライセンスを取得していただければどなたでも参加できるという形です。乗馬、流鏝馬でございますが、小渕議員が心配しているように普及できるのかというところでございますが、今年度、それを盛り込んだ予算を乗せて要求をしたのですが削られてしまったということで。本来であれば、1週間、流鏝馬ウィークと称して乗馬体験、あと引き矢体験も、まずきっかけづくりとして体験していただくと、このような事業展開も考えておりました。実際、すぐ乗馬できるように、弓を引けるようにということではなくて、段階的に御興味を持たれる方を増やしていくという施策展開を考えていたものであります。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 流鏝馬は、一朝一夕にはなかなかできないというのは、私の認識であります。答弁の中にもあったように、東京オリンピックから正式種目となったスケートボードのほうが、より現実的と私は考えます。少年・少女にとってすぐに受け入れられるスポーツと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

今、やはりブレイクダンスであったりストリートパフォーマンスとしてのスケートボードが人気であるということは、認識しております。利府町ではございませんが、多賀城にもスケートパークがオープンするという情報も新聞に掲載されております。本町においても利府中学校の女子が、企業名があれですけれども、とある企業と連携して、ほぼプロという形で活動されている状況もつかんでおります。そういった状況を見据えながらその辺の取組の展開も図ってまいりたいと考えます。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） （3）のスポーツ推進を支える環境の整備・充実ということで、今、出てしまったんですけれども、積極的に県と連携を図るとの答弁でありましたところの多賀城市には、中央公園に来年11月にスケートボードパークがオープンされます。スケートボード愛好者には、絶好な場所となり得ることでしょう。先を越された形となりますけれども、利府町としてもいい場所がございます。小学生、中学生が町内で軽易にスケートボードができる場所

を連携して建設していく。利府町からオリンピックを目指す少年・少女を輩出させてはいかか
かと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

重ねての答弁になりますが、その状況を見据えながら、まずはスポーツ振興計画に載せてお
りますとおり保有している施設の有効活用、あとは、町内にある県の施設等の有効活用を図り
ながら事業を推進していきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 保有している施設の有効活用、スケートボード場は、町内にはござい
ません。スケート場を整備する場所として宮城県総合運動公園アリーナがありますね、あのス
ケート場、そして道路を隔てたところにテニスコートがございます。そのわきに広大な芝地が
あるのを御存じかと思います。宮城県にお願いをしてその芝地にスケートボードパークを新
設するよう働きかけたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

ただいま小渕議員から御提案いただいたスケートボードパークの新設という形でございま
すが、まず、それについては、現段階で考えていない状況でございますので、今後、そういった
ものが必要となった場合、県の御協力、まず、県の敷地内に建てるとなれば、利府町の施設と
なり得るものではないと思いますので、そういったところの調整も図ってまいりたいと思いま
す。

○議長（鈴木忠美君） 小渕洋一郎君。

○11番（小渕洋一郎君） 県と協議を進めて利府町にあるスポーツ施設、グランディ・21の施設
内にスケボー場を造る。そして、そのスケボー場で育った少年・少女がオリンピックに出てい
くという大きな夢を描いてもいいかと私は考えますので、ぜひ前向きに検討していただきたい
と考えます。

最後に、世界規模のイベント等の大会開催、（４）のところでございます。スポーツによる
地域活性化、まちづくりの答弁で、世界規模のビッグイベントの大会開催地との答弁には、拍
手を送りたい気持ちであります。世界を目指すスポーツ、国際大会やオリンピック競技等を考
えております。宮城県総合運動公園グランディ・21にスケートボード場を建設することをお願
いして終わりたいと思いますが、今回このテーマを取り上げたのは、昭和53年6月12日17時14

分、宮城県沖地震が発生しました。このことで、以前、私は、長町一利府活断層地震帯についての一般質問をした際に、平成26年度版地域防災計画を調べて質問をしました。昨年改定された地域防災計画は、内容が充実して精度もかなり高くなってまいりました。立派な計画ができましたので、職員が円滑に行動できるよう当局の練度向上に期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上をもちまして、小渕洋一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩にします。

再開は11時とします。

午前10時48分 休 憩

午前10時58分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の続きを行います。

7番 金萬文雄君の一般質問の発言を許します。金萬文雄君。

〔7番 金萬文雄君 登壇〕

○7番（金萬文雄君） 7番、日本共産党議員団の金萬文雄です。よろしくお願いいたします。

早速、一般質問通告書に沿って御質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は、2点御質問をさせていただきます。

1点目、国民健康保険加入者の子育て支援について。

厚生労働省によると、1人当たりの実質賃金は、円安と物価高を背景に24か月連続マイナスで過去最長となっています。また、年金も物価上昇に追いつかず、2年連続で目減りしています。このような状況の中で、町の国保税は、昨年に続き令和6年度も引き上げられました。2年間で30%もの大幅な引上げは、苦しい家計に一層の大きな負担となっております。国保税は、所得割のほかに均等割、世帯割という他の健康保険にはない制度の特徴があり、令和4年度から国の施策による未就学児の均等割が5割軽減されて、このようなことはされているものの、小学校以上の子育て世帯には、さらに負担が大きいものとなっております。県内では、国保の子供への均等割減免を10自治体の実施しております。町でも子育て支援として国保加入世帯の子供への均等割減免が必要と考えますが、町の考えを伺います。

2点目、町民の健康管理の推進についてであります。

第2次はつらつ健康利府プランでは、令和17年度までに「町民一人ひとりが、生涯にわたり、元気ですこやかに暮らしている」、このことを目指しております。特に予防医療は、町民の健康維持と医療費抑制という点で重要であります。持病の重症化予防と健康診査受診率の向上が課題となっております。町民の健康管理推進について、次の3点について御質問いたします。

(1) 近年、带状疱疹の発症率が全世代で上昇しており、特に20歳から40歳代で急増しております。とりわけ50歳以上の発症は重症化リスクが高く、後遺症も深刻であります。带状疱疹ワクチン接種が有効であります。1回2万円から3万円の全額自己負担となるため、気軽に接種できる状況にありません。ワクチン費用の一部助成を開始している近隣自治体が増えており、町でも带状疱疹ワクチン接種費用の助成の考えはないか、お伺いいたします。

(2) 町の胃がん検診は、放射線検査、エックス線検査であります。胃内視鏡が早期がん発見には有効と考えます。厚生労働省のがん検診実施のための指針では、胃がん検診は「胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか」となっており、胃がん検診に胃内視鏡を加え、選択できるようにしてはどうかと考えますが、町の考えを伺います。

(3) 高齢者の10人に1人は加齢性難聴の時代になっており、認知症発症リスクや危機回避困難等の問題から早期発見と早期の補聴器使用が求められています。協会けんぽの健診項目と同様に町の特健康診査への聴力検査を追加することで、早期発見、早期治療ができると考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局の答弁を願います。

1の国民健康保険加入者の子育て支援について、2の町民健康管理の推進について。

いずれも町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 7番 金萬文雄議員の御質問にお答えします。

初めに、第1点目の国民健康保険加入者の子育て支援についてお答え申し上げます。

国保加入者の18歳未満の方に対する均等割軽減につきましては、県内において独自に実施している自治体があることは把握しており、子育て支援につながる有効な施策の一つであることは認識しております。

しかしながら、本町の国保財政につきましては、議員御指摘のとおり2年連続で国保税率を引き上げる改正を実施するなど、非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中で新たな軽減措置を創設することは、軽減分に必要な新たな財源を確保しなければならないため、現状では非常に困難であると認識しております。今後も未就学児の均等割を5割軽減すること

により子育て支援につなげてまいりますので、御理解願います。

次に、第2点目の町民の健康管理の推進についてお答え申し上げます。

まず、(1)の带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてでございますが、県内において接種費用を助成している自治体があることは認識しておりますが、令和4年12月定例会の一般質問で鈴木晴子議員にお答えしましたとおり、現在、厚生労働省では、带状疱疹ワクチンの定期接種化についての検討が進められておりますので、他の自治体の状況についても情報収集を行いながら国の動向を注視してまいります。

次に、(2)の胃がん検診に胃内視鏡検査を加えて選択制にすることについてでございますが、議員御指摘のとおり、国のがん検診実施のための指針では、胃部エックス線検査または胃内視鏡検査のいずれかを選択することは承知しております。このことから、塩竈管内の2市3町保健衛生研究会において塩釜医師会と実施に向けた協議を既に行っているところでございますので、今後、協議の結果を踏まえて対応してまいります。

最後に、(3)の町の特定健康診査に聴力検査を追加することについてでございますが、特定健康診査につきましては、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備軍を減少させることを目的とする健康診査であるため、健診項目については、国の実施基準に定められております。

本町としましては、今後も現行どおり国の実施基準に基づき特定健康診査を実施してまいりたいと考えておりますので、現在のところ、聴力検査について追加する予定はございません。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 回答ありがとうございます。

じゃあ再質問、1番の国民健康保険の子育て支援について御質問をいたします。

国民健康保険は、自営業とかフリーランス、年金生活者、非正規雇用の労働者など、収入が不安定な方の加入が多くおります。国保税の軽減制度はありますが、この国保税の軽減制度は、町の令和5年度の7割、5割、2割です、752と言われているけれども、この法定軽減者の人数と割合をまず伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

7割、5割、2割の軽減世帯につきましては、世帯数が、7割軽減が931世帯、5割軽減が648世帯、2割軽減が577世帯となっております。人数としましては、7割軽減の対象者が1,240人、5割軽減者が1,120人、2割軽減者が1,057人の合計3,417人となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 全体的に7割、5割、2割の世帯数は、国保加入者の割合の中では、どのぐらいの割合になりますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

被保険者世帯ということになりますと、令和5年度末現在だと、3,955世帯に対しまして7割、5割、2割軽減を受けている軽減世帯が2,156世帯となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） すみません。その割合とすると、6割近いですか。私の計算で57%ぐらいと見ていますけれども、自治体によっては7割近い自治体もあると伺っています。このように国保加入者の経済状況は、非常に厳しい被保険者の加入者となっています。こういう中で国民保険制度は、子供の数が多いほど国保税が引き上がる仕組みでありますので、子育て支援に逆行しているという状況になっています。

町のモデル世帯の令和6年度の子供1人当たり、これを計算してみると、均等割が3万3,000円、これに後期高齢者医療支援分を1万3,000円合わせると、子供1人、4万6,000円になります。うち、今回引上げ分に関しては、子供1人分で9,000円で、2年間で1万1,700円引上げとなっています。子育て支援として考えると、国保の被保険者世帯は、医療費窓口負担の18歳までの全額補助も、家計的にはやっぱり100%恩恵を受けられていないと思います。無理やりこじつけかもしれないですけども、例えば、今回、今年度から中学生の給食費無償化を実施していただきましたけれども、それで考えると、中学校の給食費は1人5万6,000円です。2年間で国保の引上げ分の子供増額分が1万1,700円ですから、給食費の約20%ぐらいに相当します。子供のいる国保世帯は、この子育て支援の恩恵を、つまり100%受けられていないと。家計は一緒ですから、財布は一緒ですから。そういうことを考えると、子供支援の恩恵を100%受けられていないと考えます。子供の均等割減免で子育て支援をやっぱり国保の方にも100%受けられると考えてもいいんじゃないかと思います。

県内では、先ほど言ったように10自治体が子供の減免制度を実施しております。美里町は、未就学児の国の制度に上乗せして全額減免、減額をしておりますが、あとの9つの自治体は、18歳以下の子供を対象で全額減免をしているのが山元町、亘理町、松島町、涌谷町、あと、5

割減免が仙台市、富谷市、丸森町、大崎市ということで、3割減免が石巻市となっています。この各自治体で現状実施しております。このことについて、子育て支援に、国保世帯に不公平が生じているという矛盾、それから各自治体で実施していること、この点はどのように町として捉えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かに、金萬議員のおっしゃるとおり、県内で実施している市・町につきましては、私たちのほうでも把握をしております。子育て世帯に対して、実質、国民健康保険につきましては、加入している方々でその財政を賄うという形の相互扶助の考え方になっておりますので、改めて子育て世帯に限ってその分を、均等割を免除するという形になれば、先ほど軽減世帯のパーセンテージはお答えしませんでした。約54.5%、残りの45%の方々がその子育て世帯に対しての負担を強いられるということになりますので、まず、そういったことは避けなきゃいけない。その財源的なところにつきましても、ほかの市・町につきましては、基金を基に減免を実施しております。町では、利府町は、基金の保有残高が宮城県内でも本当にワースト2位という形で、かなり低い基金保有残高でございますので、それを財源に均等割の減免を行うというのは、まず難しい状況でございますし、先ほど町長が答弁したように、国保財政はかなり厳しい状況ですので、改めて子供世帯に対しての減免を行うというのはかなり厳しい状況だということで、御認識のほどよろしく願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 相互扶助の制度だということで、今、54%以外の国保の加入者の方々の負担になるんじゃないかという話なんですけれども、データとして伺いたいんですけれども、被保険者で18歳以下の子供の人数と世帯数とその割合、それから子供の均等割額を、もし実施した場合のその必要額が出されていれば、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

すみません。世帯数につきましては、今、手元に資料はございませんが、18歳未満という形で捉えた場合、391名となります。全額実施した場合の想定金額でございますが、約1,700万円が減免に関わる必要な金額ということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 1,700万円ということなんですけれども、私は、これは子育て支援ですから、例えば一般会計からこの1,700万円を子育て支援として出せないかどうかということを考えているんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かに子育て支援という形で町の一般会計から繰入れということもあるかもしれませんが、こちらにつきましては、国の総務省から、一般会計からの繰入れにつきましては、法定内繰入れの制限が、制限というか項目です、できる内容について明示されていまして、それ以外の一般会計繰入れというのは法定外繰入れということで、仮にそれを実施するとすると、ほかの交付金等にペナルティーということも出てきますので、町では、一般会計からの繰入れは考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 今おっしゃった国の法定内繰入れの項目というのは、具体的にどういうことか教えていただきたい。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

法定内繰入れといいますと、あと、今回、先ほど、当初ありました7割、5割、2割世帯の軽減世帯に対する軽減分、相当分のまず4分の3が国から交付金として来ます。それを町の一般会計で受けまして、残りの4分の1相当分を一般会計からの繰入れという形で実施をしております。金額で申し上げますと、令和5年度ベースでいきますと、総額が1億4,763万9,000円、そのうちの町の繰入金額につきましては、4分の1相当分ですけれども約3,700万円ということになります。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） これは、先ほどの答弁では、法定内繰入れは、今の7割、5割、2割を法定内繰入れの4分の1以外は、これは、一般会計から拠出しては駄目という国からの指導があるということでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

一般会計繰入れとして項目立てされているのは、あとは職員の人件費とか事務費相当分、そういったもの、あとはそれぞれの委託の分とか健診とかの部分の一部とか、そういった形になりますので、法定内の繰入れ以外、多分、おっしゃっている部分については、それ以外の減免とかに関わる部分についての繰入れだと思わなければならない、国でもほぼほぼもう予算の中の中身的なところの繰入金額につきましては、全て網羅されている形で、こちらに国からの指導という形で明示がされておりますので、その中で繰入れをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 国からの指導、明記というのは、文書が出されているということですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

毎年、年度初め、大体5月ぐらいになりますけれども、事務連絡ということで、その年度の国民健康保険繰入金についてということでの文書が出ております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 国とか県から圧力がかかっているのはよく理解しております。なので、制度的な問題で、やっぱり県の保険の統一化というところの方針の中で自治体が非常に財政的に厳しい状況に追い込まれているというのは、非常に私も理解しております。なので、かなり苦しい財政事情というのは分かっております。ただ、今回の一般会計の繰入れの問題なんですけれども、例えば、国保税の実施後の子育て支援としての減免というのは、可能なんじゃないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

国民健康保険税を賦課した後に減免をするという形になった場合、それ相応の理由がないとできないということになります。具体的には、災害等によって財産等をなくした方とか、あと、急激に所得変動があった方、そういった方々については、それぞれある程度、資料は提出をいただきますけれども、その資料に基づいて減免の対象になるかならないかの可否を判断させていただいて、条例減免という形で実施することは可能だと思いますが、改めまして子供世帯に対しての減免制度というのは、該当する項目はございませんので、賦課した後の減免ということとは、ちょっと難しい状況ではございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 今おっしゃっているのは、多分、国民健康保険法77条の関係だと思います。この77条は、保険料の減免等を規定する法律でして、「市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる」となっている。このことの説明だったと思いますけれども、それでよろしいですね。

先ほど答弁にあったように、この特別の理由という規定は、これこれが特別の理由だという規定はないと思いますので、その都度、自治体で決めるということになると思いますから、災害も含めたいろんな免除する規定をその都度決めるというふうになると思います。今回、特別な理由というのは、子供がいるということが特別な理由に当てはまるということには、条例減免の理由にはならないでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

特別な理由につきましては、国民健康保険税のみならず町県民税、そういったものにつきましても国から特別な理由というのが明示されております。その中で、子供世帯がいる場合があるという明記はございませんので、子供の18歳未満の減免につきましては、町では考えてはおりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） いずれにしろ、先ほど私が言ったように、非常に財政が厳しいというのは分かりますけれども、ただ、やっぱり実質的な所得が減っている中で、さらに今後、医療費高騰とか、あと毎年の国保税の値上げの検討が必要とされています。さらに、今、政府は、少子化対策の財源として医療保険料としてから、令和8年度から徴収する子育て支援金、国保は、1人当たりの負担額として令和10年時点で平均400円ぐらいという試算が出ておりますが、子育て支援策によって軽減されるとしてはいますけれども、負担増はあると私は思います。学費の引き上げもこの前発表されましたけれども、そのことも含めて今後もますます子育て世帯の親への負担が大きくなることは、予想されるところです。収入が不安定な、特に先ほど54%ですか、軽減措置がされる世帯が多いですね。不安定な国保加入者の子育て支援、ここはやっぱり考えていくべきだと思いますし、ますます支援が求められているんじゃないかと思います。先ほど言ったように、実は、国保の加入者は、子育て支援に不平等が生じているということを認識し

ていただきたいと思います。そこをどう支援していくかということも町は考えるべきじゃないかと思っております。この制度については、全国知事会は、2014年に国保の構造的問題だということで、国保税は協会けんぽの2倍なんです、高過ぎる保険料を協会けんぽ並みに引き下げるように国に要望しているということ。その後も全国知事会とか全国市長会、全国町村会は、国に対して国庫の負担増額を求めていると聞いております。ここの要望も含めて、ぜひ均等割の子育て支援を工夫して検討していただきたいと思います。質問ですけれども、毎年、全国町村会では、国に対してその制度の国庫の増額を求めているということを聞いておりますが、今後、町としても町村会を通して国に要望していくということは、考えているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

国民健康保険の場合、宮城県の国民健康保険団体連合会にまず意見を述べまして、そこから上に上がっていくという形になります。今年度につきましても、子供に係る国民健康保険税の均等割軽減の拡大を図ることということで町として要望をさせていただいておりますので、今後もこういった要望活動を続けて国の動向を注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ありがとうございます。

じゃあ2点目に移りたいと思います。

町民の健康管理の推進についてです。3点あります。

带状疱疹ワクチンの助成についてです。答弁では、国の動向を注視していくと。国で定期ワクチン接種を検討していることは私も承知していて、去年も引き続き検討になっているようです。これから調査を引き続きしていくということなんですけれども、国の動向を注視していくということは、町独自ではなくて国の施策を待ちますということなんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、町長の答弁にありましたように注視していくとことで、現時点では、導入は考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 带状疱疹の現状について確認いたしますが、带状疱疹は、80歳までに3

人に1人が感染していると、水痘と帯状疱疹ウイルスが原因です。そのウイルスは、水痘は、大体成人の90%以上がウイルスの抗体を持っているとされていますので、ほとんどの成人が水ぼうそうにかかっているということになっています。子供の頃に感染した後に、神経に潜んで、ウイルスがストレスとか免疫力低下などで、高齢になって、大人の成人の年代になって再度活発化するという事で発症するものです。50歳以上で発症する人が多くて、ここ25年間で増加傾向にあります。特に20代から40代の発症が2倍になっています。これは、2014年から1歳から3歳の水ぼうそうワクチンが接種開始していますので、このことによって子供の水ぼうそう感染が15分の1になって、子育て世帯の親から子への再感染、再免疫効果、ブースター効果と言いますが、再免疫が得にくくなっているということが起因されているということで、20代から30代が増えているというふうになっています。何よりも帯状疱疹の怖いところは、高齢になって後遺症は重篤化する。神経痛とか神経麻痺とかしびれです。日常生活が不自由になってしまいます。帯状疱疹ワクチンが有効ですが、ワクチンは、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があって、不活化ワクチンは2回接種が必要になってきます。国立感染研究所の帯状疱疹ワクチンファクトシートによりますと、その発症予防効果は、生ワクチンが60歳以上で51.3%、不活化ワクチンが、50歳以上が97.2%ですので、費用対効果としては、不活化ワクチンが非常に効果が高い。だけれども2回やらなきゃいけない。このように、2回ということは、近年、帯状疱疹ワクチンの接種の必要性がそういう意味では高まっていますが、ワクチンは自費です。生ワクチンが1回1万円程度、効果がある不活化ワクチンは1回2万円から3万円ですので、2回やらなきゃいけないので4万円から6万円となります。気軽に接種できる金額ではないんです。周辺自治体では、黒川圏を中心にワクチンへの助成を開始する自治体が増えていますが、今、把握しているのは、2市6町村が実施していると把握していますけれども、当局でどのくらいの自治体を実施しているのか把握しておれば、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答えいたします。

まず、実施自治体でございますが、県内35市町村中8市町村が実施をしているということで確認は取れております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） じゃあ私の認識と多分同じだと思います。先ほど国の動向を注視したい

という話なんですけれども、今年度、4月から実施した自治体も多くあると思うんですけれども、このような実施自治体が増えているという状況をどのように捉えているのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、実施自治体が増えているということで、この予防接種の必要性というところが広がってきているというところでは、認識があるのかとは思っておりますが、やはりワクチンを継続的に接種していくということでは、国でも話がありますけれども、その財源の確保というところはあるかと思えます。こういったところから、工業地帯などを持って財源的なものがしっかりと確保できるところが優先的に実施を始めているということ、または、過疎化だったりとか人口減少というところがあって高齢化も進んでいるところが先行して行っていると認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ぜひ国の施策を待たずに御検討いただきたいと、町独自の検討をお願いしたいと思います。

（2）に移ります。

胃がんの検診に胃内視鏡を導入してはどうかということで、これは、塩釜医師会と協議しているというお話でしたので、協議の内容というか、進捗というのはどこまで、今どういう段階なんでしょうか。教えていただければと。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、検討に関しましては、塩竈管内2市3町、保健衛生研究会で行っております。こちらの会に塩釜医師会、また、対がん協会にアドバイザーとして参加していただきまして、実施した自治体の事例から導入スケジュール案だったりとか実施内容などについて御説明をいただいた上で、今後の実施に向けて検討を進めているところでございます。実際に利府町で実施するとなれば、塩釜医師会の御協力をいただいた上で実施をしないといけないというのが前提となつてきますので、塩釜医師会の実施に当たっての要望等も聞いた上で対応を現在検討しております。各参加した市・町の担当者関係から、まず、持ち帰った場合、各市・町の関係部局と情報共有をしながら、早期実施に向けて内部の調整も行っていたいただきたいというお話がありましたので、当然、町としても関係部局との情報の共有はさせていただいているところでござ

います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 胃がんの罹患率は、がんの中で3位です。検診での早期発見が重要だと言われてはいますが、はつらつ健康利府プランによりますと、令和4年度の胃がん検診受診率が68.2%で、目標の70%以上に達していないと。また、胃がんの精密検査率も令和4年度は85%ということで、90%以上の目標に達していないというふうになっています。ここ直近の検診受診率と精密検査の受診率をまずお伺いしたいのと、その対策についてどう考えてやっているのかということ、まずはお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

すみませんが数値は持ってきておりませんので、後ほど御報告をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） 多分、例年見ると同じぐらいとなっていると思うんですが、御存じのようにバリウム、エックス線検査で精密検査が指摘されると、どうせ胃カメラをやらないといけないんです。胃カメラというのは直接のぞきますから、早期の胃がん発見に至るわけです。なので、バリウム検査がひどいという人もいるし、バリウム検査があるから嫌だという人もいます。逆に、嚥下反射が強くて胃カメラもひどいという人もいますので、やっぱり選択制で胃カメラとエックス線検査と選択するというのはいいのかと思いますので、2回やっても11%ぐらいしか胃がん発見率がないというデータも内視鏡学会から出ていますので、2回やるというよりもやっぱり1回で済む胃内視鏡を、今、協議しているということであれば、ぜひ進めたいと思いますし、もし実施した場合は、自己負担が少し増えますよね。町の助成も少し入れるということだと思いますけれども、胃カメラを導入した場合は、大体2,000円ぐらい上がるのかと。今、エックス線は1,600円だと思いますから、カメラが増えた場合は、どのぐらい増えると予想されているか。検討されていれば。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、委託料に関しまして、2万2,000円程度かかるというところで確認をしているところで

ございます。これに事務費関係を医師会に支払う形になるかとは思っておりますので、そこに公費等を投入して自己負担額を幾らにするかというところについては、先行して行っている実施した自治体のところを参考とさせていただきながら、2市3町で調整をした上で決めていきたいというところでございますので、実際の予定の金額については、ここでは差し控えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） ぜひ検討していただいて。ほかの自治体では、エックス線に比べて大体2,000円ぐらい高いかと思しますので、あまり負担のないように検討していただければと思います。

3つ目に移ります。（3）に移ります。

令和4年9月の定例議会で共産党議員団の答弁では、この聴力検査の追加については、防音が必要で巡回の特定健診には難しいということでしたけれども、協会けんぽの巡回職場健診では実施しているんです。川崎町とか美里町などの実施自治体もありますので、この辺を踏まえてどのように考えているのかと。実施している自治体があるということと、協会けんぽでも巡回職場健診で実施しているということもありますので、この点はどのようにお考えですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、集団健診で実施している自治体があるというところは認識しております。ただ、こちらに関しましては、やはり国保だったりとか市立といった病院を会場として実施しているところは、防音室、そういったものが確保できるということで実施していると認識をしております。

また、けんぽ、こちらは、実際に行うに当たりましては、オプションとして各種がん検診等々を含めて病院で実施をしていただくという状況を取っているということで確認を取っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 金萬文雄君。

○7番（金萬文雄君） オージオメータを使うわけですが、オージオメータは、30デシベルぐらいまでは周辺環境の騒音調整をする設定ができるんです。なので、私も職場健診を手伝ったことがありますけれども、健診センターで協会けんぽの巡回職場健診をやりますけれども、そこでもオージオメータを使って、ヘッドホンを使って、少し隔離された部屋ではないですけ

れども、仕切って静かな場所、端っこのほうとかでやられている場合がありますので、そこも含めて実施できるのかと私は思っていますけれども。ただ、規定の中では、確かに防音の環境が一番いいと書いてあるので、そこら辺の検討は、なかなか厳しいかとは思いましたけれども、これは、実施自治体ではフレイルとか認知症予防に力を入れていると聞いていますので、町でももちろん力を入れていると思いますけれども、引き続きこの観点からもぜひ御検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 以上で7番 金萬文雄君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。

再開は13時ちょうどとします。

午前11時45分 休 憩

午後 0時57分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

〔6番 鈴木晴子君 登壇〕

○6番（鈴木晴子君） 6番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告いたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1、町民の健康づくりについて。

町は、第2次はつらつ健康利府プランを3月に策定いたしました。第1次の基本方針に「ライフステージに応じた、健康づくりの推進」を加えた4つの基本方針を設定し、家庭、健康、関係機関、行政が互いに連携して、町全体で次世代を含めた全ての町民の健康づくりに取り組むとしております。以下、町民の健康づくりについてお伺いいたします。

（1）プランでは、第1次計画の評価において、各分野の中で停滞・悪化傾向となった項目があり、健康増進に寄与すると考えられる生活習慣の改善、生活習慣病の予防及び重症化予防に関する取組を強化し、推進する必要があるとしております。評価結果の分析と今後の取組をお伺いいたします。

（2）日常の健康増進のため、身近な公園に健康遊具を設置してはいかがでしょうか。

（3）住民健診の充実について、以下の点をお伺いいたします。

①胃がん検診について、町の検診では、胃部エックス線撮影となっておりますが、バリウムの誤嚥の心配や検査後の排便の大変さや検査時の大変さを訴える声がございます。先進自治体では、胃内視鏡検査も採用しております。町も検討してはいかがでしょうか。

②骨密度検診につきまして、町の検診では、かかとの骨による超音波検診となっておりますが、測定精度が高いD X A法を取り入れている自治体があります。町も検討してはいかがでしょうか。

(4) 子宮頸がんワクチン接種のキャッチアップ接種が令和7年3月末で終了いたします。また、いまだに接種に対して不安を感じている方がいらっしゃいます。ワクチンの積極的な接種勧奨とキャッチアップ接種につきまして、さらなる周知に取り組むべきではないでしょうか。

(5) 令和4年12月議会におきまして、帯状疱疹ワクチン接種への助成提案をしております。その後、助成を行っている自治体が増えてきております。町民からも助成への要望の声がございます。町も検討してはいかがでしょうか。

2点目、不登校の児童・生徒等への支援の充実について。

令和4年度の全国の不登校児童・生徒数が約29万9,000人と、過去最多となりました。本町でも令和4年度が99人、令和5年度は119人と増加傾向でございます。国は、令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策C O C O L Oプラン」を取りまとめました。C O C O L Oプランを踏まえた町の不登校対策につきまして、以下の点をお伺いいたします。

(1) プランには、「不登校児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思っときに学べる環境を整える」とございます。現状と今後の取組をお伺いいたします。

(2) 心の小さなS O Sを見逃さないために、プランでは、1人1台端末を活用した健康観察・教育相談システムを推奨しております。取組状況をお伺いいたします。

(3) 文部科学省では、学校の風土の見える化を進めるために学校風土の把握ツールを策定しております。活用してはいかがでしょうか。

(4) 文部科学省では、不登校児童の支援にコミュニティ・スクールや家庭教育支援チーム等の活用も提唱しております。取組を進めてはいかがでしょうか。

(5) プランでは、一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援するとしております。現在の支援内容と今後の取組についてお伺いいたします。

(6) 学校給食費無料化事業では、不登校児童・生徒の保護者は対象外となっております。先進自治体では対象としております。本町としても対象とすべきではないでしょうか。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の町民の健康づくりについては町長、不登校児童・生徒等の支援の充実については教育長。

初めに、町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の町民の健康づくりについてお答え申し上げます。

まず、（1）の第1次計画の評価結果の分析と今後の取組についてでございますが、第1次計画の評価結果では、身体活動・運動の推進、休養と心の健康づくり、歯と口腔の健康の3つの分野において多くの項目で目標を達成しており、特に虫歯のない子供の増加の目標項目において改善の成果が出ております。

一方、栄養、食生活、生活リズム、食育、たばこ、アルコール対策、生活習慣病対策、がんの分野において停滞や悪化の傾向が見られたことから、第2次はつらつ健康利府プランでは、第1次計画で掲げた3つの基本方針に新たにライフステージに応じた健康づくりの推進を加え、取り組む分野についても栄養、食生活と食育の推進を別立てとし、8つに細分化するなどの見直しを行っております。

また、健康づくりと食育の各分野における課題を解決するため基本目標とライフステージ別の行動目標を定めておりますので、引き続き関係機関や団体などと連携を図りながら町民一人一人の健康を支える効果的な事業を実施してまいります。

次に、（2）の日常の健康増進のため身近な公園に健康遊具を設置することについてでございますが、町内には、既にグランディ・21や県民の森、加瀬沼公園内に健康遊具が設置されており、多くの方が利用しております。町管理の公園への健康遊具の設置については、現在のところ考えておりませんが、運動は、体力の維持向上に加えて生活習慣病の予防やメンタルヘルス、社会性の維持につながり、生活の質の向上の面においてもとても重要なことから、運動習慣を生活の中に取り入れられるよう運動施設やスポーツサークル、スポーツイベントなどの情報提供を行ってまいります。

次に、（3）の住民健診の充実についてでございますが、①の胃がん検診における胃内視鏡検査の採用につきましては、先ほど金萬文雄議員の御質問にお答えしましたとおり、現在、塩竈管内の2市3町保健衛生研究会において、宮城県塩釜医師会と実施に向けた協議を行っているところでございます。

次に、②の骨密度検診におけるDXA法についてでございますが、本町では、国で定められた検査方法の一つである超音波検査での骨密度検診を実施しております。超音波検査は、検診

で広く使われている検査方法であり、また、各地区を巡回して実施している特定健康診査等と同時に検査することができることから採用しております。議員御提案のD X A法による骨密度測定検査については、腰痛や大腿骨筋、胃部といった骨粗鬆症による骨折が起こりやすい部位を測定することに最適とされておりますが、測定機器を備えた医療機関での検査となるため、現状では実施することは難しいと考えております。

次に、（４）の子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨とキャッチアップ接種の周知についてでございますが、キャッチアップ接種と定期接種の対象者には、予診票とワクチンについての説明書を郵送し、ワクチンの効果やリスクなどへの理解を図りながら接種勧奨を行っております。キャッチアップ接種につきましては、議員御承知のとおり、来年の３月末で終了することから、接種が完了していない対象者に対しては、再度、接種勧奨を行っているところでございます。

また、ワクチン接種に対する不安の解消につきましては、ワクチンの説明書などにより正しい知識を得ていただくことが大切であると考えておりますので、いつでも厚生労働省のホームページで子宮頸がんやワクチン接種の情報について確認できるようキャッチアップ接種の勧奨時に併せて御案内をしております。今後も子宮頸がん予防ワクチンの有効性などについて周知を図りつつ女性の健康維持増進に努めてまいります。

次に、（５）の帯状疱疹ワクチン接種への助成についてでございますが、先ほど金萬文雄議員の御質問にもお答えしたとおり、現在、厚生労働省では、帯状疱疹ワクチンの定期接種化についての検討が進められておりますので、他の自治体の状況についても情報収集を行いながら国の動向を注視してまいります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） ６番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

不登校の児童・生徒が利府町でも令和３年度から急激に増加し、教育委員会、学校ともに大きな課題としてその対策に取り組んできているところでございます。また、不登校児童・生徒や御家族のことを考えても、さらに支援の充実に取り組まなければならないと強く思っているところでございます。

それでは、第２点目の不登校の児童・生徒等への支援の充実についてお答え申し上げます。

まず、（１）のC O C O L Oプランを踏まえた町の現状と今後の取組についてでございますが、不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学べる環境として、各学校においては、実情に応じてサポートルームや学び支援教室の整備、オンライン授業などを実施しております。また、

学校以外の居場所としましては、総合体育館の1室を借りて平成29年7月から設置しています。子どもの心のケアハウスにおいて、学校生活に困難がある児童・生徒の学びの場や学校復帰等を目指す児童・生徒の居場所づくりに努めているところでございます。

さらに、今後の取組といたしましては、学校や保護者、児童・生徒への支援や相談業務を強化するため、今年度からケアハウスのスーパーバイザーが当校相談専門員を兼務し、一人一人に合った学びの場や支援についてコーディネートをしているところでございます。

次に、(2)の1人1台端末を利用した健康観察・教育相談システムの取組についてでございますが、本町におきましては、現在、端末を使用したシステムの導入は行っておりません。しかしながら、各学校において児童・生徒へのアンケートを定期的実施し、電話連絡や家庭訪問につなげられるよう児童・生徒の心の状況の変化やSOSを教職員が早期発見できるよう取り組んでおります。

システムの導入につきましては、補助の実施主体である県の動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、(3)の学校風土の把握ツールの活用についてでございますが、本町では、把握ツールを活用している学校が1校ございます。活用していない学校におきましても、現在、学校評価の中で把握ツールと同様の設問を用いた学校独自の保護者に対するアンケートを実施し、学校だよりやホームページ等で公表するなど取り組んでいるところでございます。

次に、(4)の不登校児童の支援にコミュニティ・スクールや家庭教育支援チーム等の取組を進めてはどうかについてでございますが、コミュニティ・スクールに代わるものとして、本町では、スクールシップという形式で行っているところです。中学校区ごとに設置しているスクールシップ懇話会の中で不登校対策についても話題提供を行っており、そのほかにも健全育成を図るブラザーシップや地域協働を図るコミュニティシップといった独自の志教育を推進し、同様の取組を実施している状況となっております。

また、家庭教育支援チームについてでございますが、平成28年に通称「とふ・十符」として結成され、保護者が安心して家庭教育を行うことができ、さらに、地域人材を活用し、家庭や地域社会の教育機能活性化の推進を目的として活動をしております。現在、チーム員として家庭環境や子育ての支援者として活動する意思のある5名の方々が運営されており、年に三、四回程度の自主企画講座と月に1度の定例会を行っております。不登校支援としましては、今後、自主企画講座において、不登校児童・生徒の保護者がその思いを共有するための座談会等の開催を検討していきたいと考えております。

次に、（５）の保護者への現在の支援内容と今後の取組についてでございますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談専門員のほか、今年度からケアハウスに不登校相談専門員を配置し、専門的な知識等を活用して学校などと連携し、児童・生徒や保護者に対する相談支援体制を強化しております。懇話会につきましては、令和元年にも実施していたところですが、今年の２月には、登校渋り、不登校などの悩みや困り事のある保護者を対象にした茶話会、相談会をケアハウスのスーパーバイザーやスクールソーシャルワーカーを中心に開催し、保護者に寄り添った相談体制に取り組んでおります。今年度もスクールカウンセラーも含めた茶話会、相談会を６月、１１月、２月の年３回予定しており、児童・生徒や保護者が孤立しないよう、また、一人で悩みを抱え込むことのないように不登校相談専門員を中心に、より一層、児童・生徒や保護者に対する支援や相談体制の強化を図ってまいります。

最後に、（６）の学校給食費無料化事業についてでございますが、令和５年度から実施している学校給食費の全額免除に伴い、公平性を保つため、町の給食を喫食していない児童・生徒に対し、利府町の学校給食費相当分を上限として補助金を交付しております。補助金の交付対象者は、食物アレルギーのための給食の代替食として弁当を持参している児童・生徒及び町立以外の小中学校に通学し、学校給食の提供を受けている児童・生徒、または、給食を実施していない学校に弁当を持参する児童・生徒としております。不登校の児童・生徒につきましては、補助金交付の対象とはしておりませんが、登校した日にいつでも給食を食べられるよう、保護者の判断により給食の配食を停止していない児童・生徒も多いことを御理解願います。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○６番（鈴木晴子君） それでは、１点目から再質問させていただきます。

（１）の第１次はつらつ健康利府プランの評価分析と今後の取組の部分でございますが、第２次プランの１５ページには、目標に対しまして目標達成評価が掲載されているところであります。栄養、食生活、生活リズム、食育の部分に対しまして、肥満者の割合の減少の達成のところで、小学生、中学生、成人男性の評価がＤということで悪化しております。このＤという項目なんです、２８項目で一番多いんです。はつらつ健康利府プランの中の第１次の評価の中でＤが一番多かったんです。その中でまたさらに多いのが、この肥満という栄養、食生活、生活リズム、食育の項目になっております。それで、特に子供たちなんですけれども、肥満傾向児の割合というものが、全国的にもこの１０年間でおおむね横ばいもしくは増加傾向となっているんですが、宮城県におきましても肥満傾向児の出現率が男女ともに全年齢で全国平均を上回って

いる現状があります。そういうところから宮城県小児科医会では、宮城県小児肥満対策マニュアルを策定しまして対策を進めているところでもあります。そういう部分ではありますが、数字的に見ますと、宮城県よりも利府町の子供たちの肥満の割合がパーセンテージ的に高くなっているところでもあります。この部分に対しまして、しっかりと対策をしていかなければならないものと考えております。利府町は、スポーツのまちとして進めていこうというところでやっているところでもありますけれども、現状がこのような部分がありますので、このスポーツのまちとして進める部分、また、肥満傾向児、また肥満の方が多いという部分から、答弁には効果的な事業を実施していくようになっておりました。この効果的な事業の中にこのような考えを取り入れて実施していくべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、数値が高くなっているということでございますが、この計画期間中、やはり新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったということは言えると考えております。リモートワークなどのインドア系に生活がシフトされてきたこと、外出が制限されたこと、また、病院の受診控えといったことなど、様々なところから健康関係の項目につきましては、悪化の傾向の要因となったかと思っております。

実際に肥満傾向ということでございますが、これには、やはり栄養バランスというものがしっかりとしていなければいけないというところが、まず始まりなのかと思っております。そういったことから、今回、計画でも、食育といったところを別立てとして掲げさせていただいております。やはり以前から健康部分に関しましては、議員からもお話しいただいているように、正しい、そして必要とされる知識や情報を早めに出していくこと、あとは、ライフステージに応じた提供をしていくということがとても大切だと考えておりますので、まずは、健康維持のために必要となりますそういった情報等をしっかりと出すということで、周知に力を入れていきたいと考えております。

また、先ほどお話しいただいたように、スポーツに力を入れていくということも町としてありますので、様々なイベント等も開催していくことになるかと思っておりますので、そういったところで意識の醸成だったりとかモチベーションが上がってくる時を捉えながら、自身の運動習慣というものを身につけていっていただけるように様々な事業を展開していければと思っておりますので、まずは、規則正しい生活と適度な運動がしっかりとできるように皆様のほうに周知等を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君）　鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君）　この肥満傾向が高いという部分をしっかりととどめながら施策を打っていただきたいというところがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、（2）番目の健康遊具のところに行きたいと思います。

この高齢者の健康づくりという部分で取り入れている自治体が大分あるところではあります。インクルーシブ遊具という考えでも取り入れることができるのではないかと考えております。今考えていないという答弁でありましたが、遊具の更新の際に、ぜひ子供も使えるインクルーシブ遊具、健康遊具という部分での検討をできないものなのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君）　当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君）　お答え申し上げます。

遊具の更新時期にということでお話をいただきました。まず、遊具更新に当たりましては、各町内会に意見等を聴取した上で検討をしていっているということがこれまでの経緯でございます。今後も各町内会からの意見などをお聞きしながら、また、現状などを確認しながら行っていきたいと考えております。

また、設置に関しましては、関係部署と連携を図りながらどういった健康遊具またはインクルーシブ遊具があるのか、そういったところをお話をさせていただければいいのかと考えておりますし、グランディ・21に関しましては、健康遊具のほかインクルーシブ遊具、そちら両方とも設置をしているところがございますので、ぜひそういったところを活用していただけるように情報の周知等も図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君）　鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君）　町長の答弁では、グランディにあるとか県民の森とか加瀬沼ということで県の施設にあることを御紹介いただいているんですけれども、やっぱり自分の家の近くにあるというところで健康増進が図れるという考えがあると思います。そういう形で進めている自治体がありまして、健康遊具が置いてある公園のマップをつくってウォーキングに役立ててくださいとしている自治体もありますし、健康遊具の使い方を示して40回ぐらい講習会を年に行っている、それで健康増進に努めているという自治体もあります。そういう関わり方ができると思っております。

それで、先ほど部長から町内会等という答弁がありましたけれども、私は、町内会の会長か

らも、1人ではなくて数名の方から直接御要望をいただいているところで、町内会長もそうですし、町民の皆様からも御要望があるものであります。御要望があるということをしっかりとどめて、今、現時点ではということですが、今後、ぜひ検討していただきたいと考えております。

それでは、(3)の住民健診の充実に行きたいと思います。

①は、先ほど金萬議員の回答で分かりましたので、②で骨密度検診に行きたいと思います。

こちらは、先ほど町長から答弁いただいたように、国の健康増進法の17条にあるとおり、もちろん町で行っているものも示されている検査方法であります。もう一つ私が提案しているDXA法も、その中にももちろん入っているところであります。

また、このDXA法は、骨粗鬆症学会が策定している骨粗鬆症の予防と治療のガイドラインの測定方法としても推奨されているところであります。これは、もうゴールドスタンダードとしている検査方法であります。町が行っておりますかかとの超音波のQUS法、これは、骨折リスクの評価には有効性を発揮するものの、骨粗鬆症そのもののスクリーニングには不十分であるところのガイドラインに掲載されているところであります。この内容を踏まえまして検討すべきではないかと私は思っており提案しているところでありますが、今現在の検診の方法の中でその高い器具を検査の場所に持って行ってやるのが難しいのは、私もよく分かります。この内容を変えれば、選択できるようにすればいいのではないかと思います。この辺でしたら塩竈市立病院にこのDXA法ができる病院があるんです。希望する方には、ここでも検査できるという体制を整えることができないものなのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、DXA法の横になる形での検査というのを集団健診で行っていくということに関しては、受託事業者ともお話をさせていただいているところではございますが、やはりエックス線を使うということもございますので、通常の健診のところに併せて実施するのは、なかなか難しいという回答をいただいております。逆に、肺がん検診等、エックス線を活用する検診のところに併せてであればもしかしたらということで、もしかしたらということのお話の中だけということではありますけれども、そういった御意見などもお聞きしているところでございます。集団のほうでは、お話しいただいたようになかなか現状難しいという状況でございますので、今後、受託事業者でこういったDXA法等を実施できるかどうか、その体制が整うかどうかというところは、今後、確認をしながら推移を見極めていきたいと考えております。

また、病院に関しましてできないかというお話をいただきましたので、そちらは、市立病院ということでしたので、そちらの実施状況などは、今後、確認をさせていただきたいと思います。その上で今後どのようにしていくか、調査検討をさせていただければと思います。

なお、集団健診に関しましては、先ほどお話しいただいたように、やはり検査の簡単さだったりとか、集団健診で地元、自分が住んでいるそばでやるということで受診率が高くなっている部分というのがございますので、まずはその意識づけ、そして、検査結果が悪ければ病院でさらに検査をしていただけるというところもございますので、その利便性のよさといったメリットもございますので、そういったところも考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 町の健診をずっとしっかり受けていて、すごくいい骨密度の値だったのにもかかわらず骨折をしたという方がいらっしゃったんです。そういう面で、今のその検査が本当に合っていたのかという町民の皆様からの声があったものですから、調べたらこのような結果だったということでしたので、しっかりと今後、研究していただければと思います。

それから、町の検診は、骨密度検診となっているんです。国の実施要綱には、骨粗鬆症検診となっているんです。これは、生活習慣とかそういう部分にもしっかりと指導をしていけるよという考えと、やはり骨粗鬆症という部分を見ていくよという考えでなっていると思いますけれども、名前はしっかりと骨粗鬆症検診に変えていくべきではないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

そちらに関しましても、こちらは調査をさせていただきまして、適切な表記ができるように調整はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そうしましたら、次に、（4）番の子宮頸がんワクチンの接種に行きたいと思います。

先月の22日に厚生科学審議会の予防接種ワクチン分科会予防接種基本方針部会が開催されまして、厚生労働省が調査した最新のHPVワクチンの認識に関する国民アンケートの結果が公表されました。アンケートの中で、リスクについて十分な情報がなく、接種するかどうか決め

られないという項目に関しまして、前回の結果と同様に半数以上がそう思うと回答しているところで、情報不足の状況に改善が見られなかったとなっております。そういう部分からも、やはりまだまだ情報が不足しているのではないかと考えております。このアンケートの結果をぜひ担当の皆様も見てくださいまして、精査していただきまして、情報発信に役立てていただきたいと思います。岩沼市では、この子宮頸がんに関しまして、HPVワクチンの接種に関しまして、講演会を行いました。大分反響があったようです。SNSでは、1万以上の反応があったと聞いております。そのような面では、このようなものも開催していかなければいけないんじゃないかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、情報の提供というのがとても大切だと思っております。なお、これまで勧奨については、一旦、止めたということがございますので、不安に思っている方、町民の方たちも多くいられると考えております。そういったこともございますので、勧奨はがきを送っているときにQRコードを掲載し、そこから国のチラシだったり様々な情報が見られるようにさせていただきました。今後につきましても、ホームページなどを活用しながら8月ぐらいに再度、周知をさせていただければと考えております。

また、先ほど計画のお話をいただいておりますが、毎年度、重点取組といったことで進めていきたいと考えておりまして、令和6年度に関しましては、がん予防に関しても重点項目として取り上げておりまして、こちらはがん講演ということで、子宮頸がんだけにとということではないんですけれども、講演会をさせていただきまして、70人弱の方に参加をしていただいております。聞きいただいたという状況でもございますので、あわせて、今後、まちかど保健室などをイオンの御協力などをいただきながら実施していきたいということで考えておりますので、様々な機会を捉えながら情報の発信というのはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、次の（5）の带状疱疹ワクチンに行きます。これは、先ほど金萬議員が大分聞いているようなので、1点だけです。

私が以前質問した際に、带状疱疹についての情報を発信していただきたいとお願いしたところではありますが、そのときは、まだ定期接種化にもなっていない中で発信できないという御回答ではあったんですけれども、仙台市であったりだとか塩竈市では、带状疱疹についてこうい

うものだという発信をしているところであります。定期接種化が検討されているところではあります。先にこのような情報の発信をしていただきたいという部分と、先ほど部長が継続的に接種していかなければならないのでという答弁があった感じなんですけれども、不活化ワクチンのほうは、生涯でワンクール、2回打てば、ほぼほぼ免疫が持てるという研究結果も、今、出てきているところでありますので。そうすると、インフルエンザのように毎年打つものではないものですから、経費的に考えたとしても、接種率は年間言えば2%から5%の間で計算できるものであるので、そのような面からも、やはり定期接種になる前ではありますけれども、町で再度検討してもらえないものなのか、その点をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、国で研究がされている中で、その効果については、今まで言われています生ワクチンのほうでは5年、そして不活化のほうでは10年以上ということではございますが、さらなる効果があるのではないかというところでの報告などが上がっているということでは確認をしております。ただ、その内容の中では、生ワクチンのほうが費用対効果が高いというお話があったりということで、5年というところで今のところはお話がありますので、自費で行う部分というのは、基本的には、1回のみ公費でというのが一般的みたいですので、出てくるということ考えたときには、やはり前にお答えしたように、いずれまた、1回やったらさらに補助できないのかというお話等もあるかもしれませんので、そういったところを含めてお話はさせていただいたところではございます。確かに帯状疱疹につきましては、免疫力が加齢またはストレス、そして不規則な生活などに対して低下したことにより起こるということ、あとは、その後の心血、そういったものについては、70歳をピークに発症するリスクがあるというところは確認をしておりますので、そういったことに関しましては、健診関係であったりとか、機会を捉えながら周知は併せてさせていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 周知していただけるということでしたので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、2点目の不登校児童・生徒への支援の充実について、再質問させていただきます。

教育機会確保法では、不登校はどの子供にも起こり得るものとして捉え、不登校が問題行動であると受け取られないよう配慮することとしております。そして、子供の最善の利益を最優

先に支援することを改めて確認しております。また、不登校の子供の支援に際して、登校という結果のみを目標にするのではなく、子供が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを重視しております。また、このプランを策定したときの大臣は、今回のプランは、不登校の児童・生徒の数をゼロにすることを目標にしているものではありません。仮に不登校になったとしても、小中高等学校を通じて学びたいと思ったときに多様な学びにつながる受皿を整備することだと考えている。プランを通じ、不登校により学びにつなぐことができない子供をゼロにすることを目指したいと考えているとしております。この思いで町も進めているとは思いますが、大分、数は増えてきておりますが、支援も充実してきているということは、私も感じているところでございます。

先日、不登校のお母さんたちが集まる親の会の集まりに伺いまして、私もお母さんたちから、保護者の皆様からいろいろとお話を伺わせていただきました。そのときにそのお母さん方から御要望があったものが、その支援の充実は図られてきているところで、不登校傾向の子が通級というか別室登校している子たちがおります。別室登校をした場合、その教室で受ける勉強の内容につきまして、それぞれ学校によって対応が様々だということが、そのお母さんたちの中で話題となっておりました。やはり物すごく勉強ができてい学校と、なかなかそうまではいっていない学校とある。やはり保護者の方としても、その子の望む勉強ができる体制を整えていただきたいという話でありました。ぜひ横の連携をしていただいて同じようなレベルにしてもらえないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

別室ということで、今、お話しされたように、各学校の状況により設置状況、それから子供たちの状況等々違いますので、その違いはあるというところではございます。それで、横のつながりという点については、ブロック校長会、ブロック教頭会というのを、昨年度の1月からスタートしているものがありまして、それというのは、不登校対策の一つとしてもスタートしているものなんですけれども。というのは、各中学校区、1つの中学校と2つの小学校、3校で、ちょうどブロックが3ブロックできるところなんですけれども、そのブロック校長会・教頭会の中でどのような現状かということをお互いに情報共有し、今後どうやっていけばいいのかというところをその3校で、ブロック校長会自体はこちらの役場で行うんですけれども、それをきっかけに、さらに各学校に戻った際に、学校での共有を図っていただき、その3校、ブロックの中で何かできないかということで進めている状況に、ちょうど現在なっているところ

でございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 情報は共有されていることが分かりました。ただ、現実、本当につい先日お会いした保護者の方から、なかなかできていないということを聞いておりますので、再度、確認していただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

ブロック校長会は、1回ではなく今のところ年3回、4月、それから夏休み明け9月、それから1月ということで、3回の予定をしております。その中で、また状況がどうなっているのかというところ、課題は何か、進んでいる状況はどうかということで、その時々に合わせて、またさらにいい方向になるようにということで検討を重ねいくということで計画をしております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今、私が保護者の皆様のお声をお届けしたと思いますので、ぜひその情報も共有していただければと思います。

答弁書の中にスーパーバイザーのことが載っておりましたけれども、県の教育委員会が令和5年2月に策定いたしました学校以外の場で学ぶ児童・生徒を支援するための連携に関するガイドライン中の支援の在り方についての部分なんです、個別の支援計画を作成・共有する必要があるとなっております。答弁では、今年度からスーパーバイザーが不登校相談員を兼務して支援をコーディネートするとなっております。この個別支援計画につきましては、担任の先生が行うものなのか、このスーパーバイザーの方が行うものなのか、どのような体制になっているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

学校では、担任、それから特別支援コーディネーター、その他養護教諭等々、それぞれ連携を図りながら作成をしているということと、加えまして、先ほどスーパーバイザーの話があったんですけれども、そこを新たなスタートとして、その特別支援計画のほかにスーパーバイザーのほうで用意した、ちょうどスタートするところではございますけれども、個別支援アセスメントシートというものも活用して今後進めていくという予定になっております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今後進めるということで、お願いしたいと思います。

このCOCOLOプランの中には、フリースクール等など別なところに通っている子供の通った先の方との連携もしていくようになっていっているところではありますが、この連携というのもスーパーバイザーがするという考えでよろしいかったでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） スーパーバイザーも関わりはするんですけれども、まずは各学校で進める中でスーパーバイザーも関わっていくということになります。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そうすると、そのフリースクールに通っている先の先生と担任の先生が関わることになるのでしょうか。それとも学校の教頭先生が関わるということになるのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

誰がということではなく、それぞれ連携をして、担任、教頭、スーパーバイザー、各学校全体でも共有しながらということになります。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） やはり窓口はあったほうがいいのではないかと思いますけれども、窓口は考えられないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

窓口としては、教頭となります。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、十符ルームなんですけれども、だんだんと年数を重ねるたびに本当に温かい、前も温かかったですけれども、どんどんそんな形の雰囲気になってきていることを、すごくうれしいと思っているところなんですけれども。今のところ、前年度末で100人ですか、いる中で、今は10人ぐらい通っているのかと思いますが、この広さというものが、今、十分であると捉えているか、教育委員会の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えをします。

十分かと言われると、十分ではない状況ではあるのかとこちらも捉えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 私もこの間伺って、もう少し広いほうがいいのではないかとはい見たところで、見学に来た子がここはちょっとと思っている声も伺いましたので、その辺は、今後、充実に努めていただきたいと思っているところではあります。それから、その十符ルームに通っている子供たちが、やはり体験活動も必要なのではないかと思っております、先ほどの県のガイドラインには、体験活動を取り入れることも大切となっております。そのようなものも考えられないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えします。

ぜひ考えていきたいというところがございます。ちょうど今年度、新たにもう一人入った職員で、昨年度まで県で担当された方が入りましたので、十分情報を持っている方ですので、少し連携しながら進められないかということで考えていきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、町長にお伺いしたいと思えます。

I n s t a g r a mで見たんですけれども、PTAの会長たちと町長が座談会を行われたということを見ました。それから、その会長からは、そのときに不登校の支援について町長とも懇談できたと喜んでいる声を伺っているところでもあります。今、教育委員会とやり取りいたしました不登校の学びの場の確保につきまして、今、十符ルームの広さがあまり十分ではないという声も教育委員会から出たところではありますが、その辺の考えであったりだとか不登校特例校、学びの多様化学校の設置も国は推進しているところでもあります。いずれにしても、この支援の充実につきましては、財源が伴ってくるところでもあります。町長といたしまして、しっかりとこの部分に、不登校の支援に対して財源的に行っていくという考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） 鈴木晴子議員の再質問にお答えいたします。

不登校に関してのテーマとしたわけではないんですけれども、座談会を開催したところ、多くの皆様から不登校に対する課題、イシューについて言及がされました。私も現状を聞いて、今、教育部長が語る述べさせていただいたように一生懸命取り組んでまいりたいということと、財源については、私たち当局が、執行部もふるさと納税をはじめいろいろなところで応援寄附金も頂戴をいたしているところで、教育に関することには制限、リミットがないというぐらい

に一生懸命やりたいと思っております。ICTの活用をはじめ、我が町としてできる限りのことは、最善の策を持って努めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） できることは最善の策で行っていきたいという町長の答弁でございましたので、本当に苦しんでいる子供たちに寄り添う対応をぜひお願いしたいと思います。

次に、（２）の健康観察に関しては、検討していきたいというところでしたので、ぜひお願いしたいと思います。国の不登校に関する調査研究協力者会の会議の中で、健康観察システムについて大分研究がなされているところであります。これは第６回の会議の中の議事録をぜひ読んでいただきたいと思うんですけれども、子供の状態を知ることによって、やはり支援の策も出てくると思っております。

（３）の学校風土の把握ツールにつながるにはありますけれども、学校風土のツールのほうも、学校の見える化をなぜ進めなければならないのかという部分で、先ほどの研究者会議の中で明治学院大学の足立准教授が、学校の環境も子供たちに対して影響していることがこの調査をしたことで分かったということで、学校要因も検討していくことが重要という調査結果が出てきているという考えで、そのような考えの下、学校風土把握ツールができています。

町としても、しっかりとそれに、同様の設問を用いた独自のツールをやって、それで公開しているとなっているんですけれども、調査した中で課題を抽出されているかと思いますが、その課題に対してどのような研修を、特に不登校に関する研修を行ったことがあったのかという部分をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

研修というところでは、教育委員会では、常に校長会、教頭会でしているところではございますけれども、あわせて、今年でいうと転入の校長先生方５名、それから転入された教頭先生方３名ということで、大分多くの管理職の先生方が替わったということもありまして、今年度に限らず毎年なんですけれども、その先生方を対象に４月の段階で研修会を行っております。まず大事なのは校長先生、教頭先生ですので、今の利府町の各学校の状況等々を話しながら、そういう現状ですのでということで、各学校でまたさらに研修をしてほしいというところで進めているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6 番（鈴木晴子君） そのツールで見つかった課題に対して、ぜひ研修を考えていただけないかと思います。

「多様な学びを共につくる・みやぎネットワーク」の「みやぎ6000人不登校アンケート」というアンケートがあるんですけれども、それで、学校に行きづらくなった理由として、学校の雰囲気というのが39%で、その次が友達のこと、その次が先生のこととなっている結果もあります。これは、また別な調査ではありますけれども、その調査した内容に対して不足しているところを補う研修をぜひ行っていただきたいと思っております。

次に、5 番に行きたいと思います。

（5）の保護者への支援という部分であります、先ほど御答弁いただいたように保護者に寄り添ったというところで、令和元年と令和5年と、また今年度と保護者の皆様を集めて親の会、茶話会を開催しているということで、そのような中から先ほどお話ししました親の会が出来上がりまして、皆さん和気あいあいと仲よく、今、集っているところであります。そのときにまたそのお母さんたちから支援してもらいたい内容を伺ったんですけれども、今、実際フリースクールに通っている方がいらっしゃいます。そのフリースクールの利用料を何とか助成してもらえないか。子供が家にいるので働くこともできず、お金が本当に大変なことになっている。また、通学するのにもお金がかかって大変ということでもあります。先進自治体では、しっかりとこのフリースクールの利用料に助成をしております、仙台市では、交通費に助成をしているところであります。こちらを検討していただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

そういう話がこちらまでまだ来ていないところではございますので、そういう話がある場合については、少し話をしながら何ができるのかというあたりでは、検討はしていきたいと思えます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6 番（鈴木晴子君） 最後の給食費に関して、給食を止めたという方だけにでも支援、補助できないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（小澤 晃君） お答えいたします。

不登校で今現在止めているということでしょうか。その方がいるのかどうかという、すみません、ここでは把握できていないので何とも答えられないんですけれども。学校では、やはり

安心して登校できるようにということで、学び、どの場でもですけれども、安心して学べるようにということで努力しているところでございますので、登校できた日に給食がないと、結局、食べられないという状況になりますので、そういうところで考えてはいないところでした。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 以上で6番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は14時10分とします。

午後2時00分 休 憩

午後2時09分 再 開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔8番 土村秀俊君 登壇〕

○8番（土村秀俊君） 8番、共産党の土村秀俊でございます。今定例会最後の一般質問でございますので、スムーズなやり取りで、できれば3時までに終わらせたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、今回の質問は2点です。

1つは、放課後児童クラブ事業の取組についてであります。

（1）放課後児童クラブ入所児童数は、対象が6年生まで拡大されたことにより年々増加しています。児童クラブによっては過密状況になっているようにも見え、児童がゆとりを持って放課後の生活や勉強、遊びができる環境になっているのか懸念を感じるところであります。町として児童たちが過密状態の児童クラブで快適な放課後を過ごすためには、どのような対応が必要と考えているのか伺います。

（2）この事業について、町の条例では、児童1人当たりの専用区画面積や児童の支援単位数、それから指導員の配置数などの最低基準を制定して、児童が安心して生活や勉強、遊びができる環境を確保することになっています。

しかし、これらの基準は、小学6年生まで入所できるようになった現時点の児童クラブの基準としては、改定が必要だと思うわけですが、町は、これらの最低基準の見直しについて検討する考えはあるかどうか伺います。

（3）児童クラブは、小学校が夏休みに入ると朝から夕方まで一日過ごすことになります。

昼食は施設の中で取ることになりますが、仙台市では、弁当配送を試行的に実施した例や、東京都のある自治体、区ですけれども、長期休み中、稼働しなくなる小中学校の給食センターを有効活用して、夏休み中の1週間だけですけれども、児童クラブに昼食の提供をする自治体もありました。利府町としても長期休業期間の昼食提供について、保護者の声を聞いた上で検討してみてもどうか伺います。

質問事項の2です。利府町地球温暖化対策実行計画の取組についてであります。

(1) 2018年に策定をした実行計画事務事業編(第3期)で掲げている温暖化対策の取組の進捗状況と温室効果ガスの削減実績について、町としてどのように評価をしているのか伺います。

また、今回策定をした区域施策編に取り組むに当たって、今後、両方の計画を関連づけて実施していく考えなのかどうか伺います。

(2) 今回の区域施策編には、利府町が取り組む再生可能エネルギーとして太陽光設備を2030年までに公共建築物の50%、個人の新築戸建住宅の60%へ設置することを目標として掲げております。そして、目標が達成した時点で温室効果ガスが46%削減されることになっております。

さらに、2050年のゼロカーボンに向けては、公共建築物には100%、新築戸建住宅、これは同じですけれども60%、さらに工場倉庫には69%の太陽光設備の設置を求めています。町が計画したゼロカーボン実現のためとはいえ、非常に大きな費用負担をすることになる個人及び企業に対して、どのような対応や支援をして計画の実現に協力してもらうという考えなのか、町の考えを伺います。

(3) 2050年のカーボンニュートラルに向けた施策と取組の一覧が実行計画の後半部分に記載されておりますけれども、非常に項目も多くて多岐にわたった取組がたくさん表に書かれておりましたけれども、誰がいつどうやって関わるのかが非常に分かりづらいものになっております。町として、この施策の周知と実施スケジュールについてどのような考え方で進めていくのか伺います。

以上です。

○議長(鈴木忠美君) ただいまの質問について、当局、答弁願います。

1の放課後児童クラブ事業の取組について、2の利府町地球温暖化対策実行計画の取組について。

いずれも町長。町長。

○町長(熊谷 大君) 8番 土村秀俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の放課後児童クラブ事業の取組についてでございますが、（１）と（２）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

児童クラブの入所定員の基準、児童1人当たりの専用区画面積、児童の支援単位人数及び指導員の配置数などにつきましては、利府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めております。

まず、児童クラブでの快適な放課後を児童たちが過ごせるための対応についてでございますが、今年の4月1日の登録児童数は745人となっており、昨年より54人増え、年々増加しております。このことから、本町では、各児童クラブにおいて学校内の体育館や校庭、児童館内の遊戯室のスペースを活用するほか学年を分けた活動を行うなど、遊びや生活のスペースを確保しつつ児童一人一人が快適に過ごすことができるよう努めております。本町では、国が定める基準に準拠した条例を定め事業を行っていることから、今後も国の動向に注視しながら対応してまいります。

次に、（３）の長期休業期間の昼食提供についてでございますが、本町では、令和4年度から他の自治体に先駆けてキッチンカーの利用や地場産品を活用したお弁当など昼食の提供を試行的に実施してまいりました。また、昼食提供に関するアンケートを行ったところ、3割を超える保護者の方がお弁当の提供を希望する結果となっております。引き続き昼食の提供に向けて保護者の皆様からいただいた御意見を参考にしつつ、申込み方法や料金、メニューなどについて前向きに進めてまいりたいと思っております。

次に、第2点目の利府町地球温暖化対策実行計画の取組についてお答え申し上げます。

まず、（１）の実行計画事務事業編の取組状況等についてでございますが、国の計画と同様に基準年の2013年と比較すると、省エネルギー化の取組として各公共施設のペーパーレスの推進やエコカーの導入、太陽光発電設備の設置などに取り組んだことにより1,132トンの温室効果ガスが削減され、一定の効果があったものと評価しております。

また、事務事業編は、役場庁舎などの公共施設のみを対象とした計画であるため、町内全域を対象とした区域施策編とは、関連づけるものではございません。町といたしましては、事務事業編に定める温暖化対策を積極的に取り組むことで、さらなるゼロカーボンに向けた住民の意識醸成につなげていきたいと考えております。

次に、（２）の2050年のゼロカーボンに向けての個人及び企業に対する対応や支援についてでございますが、町では、令和4年10月のゼロカーボンシティ宣言以降、温室効果ガス削減に向けたとして令和4年度から町民向けに省エネ家電製品買換促進補助事業を継続して実施して

いるほか、今年度につきましては、温室効果ガス削減に比較的高い太陽光発電設備や蓄電池の設置に関する補助事業を新たに実施することとしております。企業に向けた工場や倉庫への太陽光発電設備の導入に関する支援につきましては、現在、実施しておりませんが、引き続き国の補助事業等の動向を注視しながら調査してまいりたいと考えております。

最後に、（３）のカーボンニュートラル施策の周知と実施スケジュールについてでございますが、区域施策編に定める取組につきましては、議員御指摘のとおり多岐にわたることから、町のホームページや「りふ環境まるごとフェア」などのイベント時に周知を図り、小中学生や町民向けの環境学習の機会を創出するなど、住民の意識醸成を図ってまいりたいと考えております。今後の実施スケジュールにつきましては、社会経済情勢の変化に合わせた様々な取組が求められていることから具体的なスケジュールを定めることは困難であります、目標達成に向け時代のニーズに合った最適な事業の実施を進められるよう努力してまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○８番（土村秀俊君） それでは、（１）です。町内の児童クラブの過密の状況について伺いますけれども。町長の説明でも、全体で745人、そして、それは去年より54人も増えているという答弁がありましたけれども、過密になっているかどうかというのを言いたいんですけれども。例えば、利府小の児童クラブですけれども、過密になったかどうかという定員と入所児の数のバランスを見れば分かるんですけれども、定員が利府小だと160人で入所児童数が166人、それから多いのが利府第二小学校です。利府第二小学校の定員が110人なのに入所児童数が121人、それから多いのが、利府第三小学校が一番多いんですけれども、定員が120人で入所児童数が156人、つまり利府小は定員の104%、それから利府第二小学校が110%、それから利府第三小学校が130%という定員との割合なんですけれども、そういう状況。そのほかの小学校の学童についても、7割とか8割の定員に対する入所児童の率なんですけれども、こういう実態を見て、町として児童クラブが過密状況になっているのかどうかという点についてどういった認識を持っているのか。全然過密していないと言うんだったらそういう認識でもいいんですけれども、この定員と入所児のバランスを見ると、相当過密状況だと私は思うんですけれども、町としての認識をまず伺っておきます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、過密状況につきましてですが、町長答弁のとおり、子供たちの利用といったところでは、増えてきていると考えております。議員御承知のとおり専用面積1人当たり1.65平米、そ

して1支援につきましてはおおむね40人ということでございます。こちらは最低基準になっておりますので、こちらは、全て基準を満たす形は取っております。定員に対してというところでは、確かに受入れの人数は増えておりますが、現在の登所率が、約8割というところが最大というところでございますので、実際の利用状況としては、その基準を全て賄った上で子供たちの受入れは行っている状況となっております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、答弁にあったように最低基準、子供たち1人の専用区画スペースが1.65平米、つまり畳1枚です。それから、1クラス40人という基準があるんですけども、あくまでもこれは最低基準なので、これを上回るということについては、何の問題もないんですけども。答弁にありましたように過密でないのかという質問に対して、答弁では、学校内の体育館や校庭あるいは児童館の遊戯スペースなどを活用しているので子供たちが快適に過ごしているから大丈夫だといった答弁だったわけですけども。実は、実はというか、その過密かどうかという問題については、学校の体育館の広さとか校庭の広さとか、あと児童館の遊ぶスペースというのは、子供たちの児童クラブの安定したというか過ごしやすい生活スペースの基準の中には入らないわけです。そこで遊ぶというのは大事なことなんですけども。要するに、児童クラブの子供たちがゆとりを持って放課後の日常生活ができるのかどうかという点でいうと、果たして1.65平米、畳1枚分を確保しているから大丈夫だとか、40人の枠は守っているからということだったんですけども。子供たちが40人いるというのは、結構大変な状況だと思うんですけども。そういう点でやっぱり過密になっているのではないかと思うんですけども。ふだん生活をするスペースを考えれば、過密状況になっているのではないかと思うんですけども、町としてそういう考え方は取らないですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、子供たちのふだん過ごすスペースということでお話をいただいたかと思いますが、こちらに関しましては、現在、子供たちが活動する中では、十分とまでは言わないまでも、子供たちに対しては、ある程度、適切な空間を提供できているというところでは考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 町で条例を決めているわけですけども、条例の基準になるのが国で示

している放課後児童クラブの運営指針、これを基に広さとかの条例を制定しているわけですが、その運営指針によれば、児童保育所というのは、子供たちが安全に安心して過ごして、そして、具合が悪いときは、ちゃんと静養するスペースも必要となっているわけです。そういう具合が悪いときには静養できる場が必要だと。それから、もちろん遊びなどのスペースも必要だということで、そういうスペースをしっかりと設定しなさいと運営方針には書いてあるわけですが、そういう点でいうと、この入所児童数の割り振りを見ると、定員から相当増えている部分もありますし、それから、あと、40人が1クラスというのか、1支援単位というのか、学校でいえばクラスですよ。それが40人を守っているから大丈夫だということになっているけれども、結構40人ぎりぎりのところがたくさんあるわけです。そういう点でいうと、少しこの過密状況の改善というのか、そういうのが必要な時期に来ているのではないかと思うんですけれども。そして児童クラブが町内で7つか8つあるけれども、場所によってはしっかりと、ゆったりしたスペースを確保できる場所もあると思うんですが、体育館の2階でやっているような、例えば青山の児童クラブとかだと、結構広いところに、2区画に40人ずつ分けたら、スペースは同じところですから、中に仕切りというのか、立てるのかどうか分かんないけれども。分けたらといっても、なかなか一帯として80人ぐらい学童の生活スペースになっちゃうのではないかと思うんですけれども。そういう点で、密集化についていろいろ全部点検とかしていると思うんですが、町として改善が必要だと思われないのかどうか。その辺について確認しておきます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、青山小学校の児童クラブ、また、しらかし台小学校の児童クラブにつきましては、やはり体育館の2階の部分を使わせていただいて運営を行っているという状況でございます。最近につきましては、しらかし台小学校においては、児童数は減っておりますが、児童クラブの利用数については増えているという状況です。こちらは、やはり両親が働きに出るといった生活形態に変わってきている影響と取っております、こちらに関しましては、学校校舎の中で1教室を児童クラブでサテライトとして活用できるように準備をさせていただいております。また、青山小学校につきましても、同じく2階で子供たちを保育しているという状況ではございますが、同じく学校のスペースをお借りしてさらに子供たちを預かることも可能だということで、スペース的には、学校と共有はさせていただいているところでございますので、その状況に応じて対応を十分していきたいと考えておりますし、人数が多いといったところでは、先

ほど利府第三小学校のお話をいただいておりますが、こちらも教育委員会、また学校から御協力をいただく形で、校舎で教室をまた夏休みに向けてお借りするということで準備を進めている状況でございます。適時、その子供たちの人数、また状況などを確認しながら適切な空間の提供ができるように準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、しらかし台小学校と青山小学校のことをお話しされましたけれども、40人の枠があつて、しらかし台小学校だと93人の入所児童数の人数があつて、それから青山小学校だと90人ということで、これは難しいんですけども、40人で割ると、40人、40人で80人でしょう。そうすると、十何人がはみ出すわけなんだけれども。この辺について、そうすると、もう一つ40人のスペースを1区画つくるとなると、場所の選定というか、部長はサテライトということ、あるいは空き教室と、しらかし台小学校とか青山小学校は空き教室があるのかも分かんないけれども。そういうことで、この40人の枠にしていると、それが増えたり減ったりするたびに、こうやってサテライトをつくったり、あるいは、何だ、児童保育所の子供たちというのは、小学校とか保育所と違ってそんなに移動が、小学校とか保育所というのはそんなに移動がないんだけど、学童というのは、結構入所とか退所というのが結構あることが多いわけですから、その都度、この40人の区画を減らしたり増やしたりということをやるということで過密化の解消ということになっているんですけども。それが実際に的確にというか、機敏に運営をすることができているのかどうか、その辺についてはどうなんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、1支援単位おおむね40人ということで、以前、県に確認をしたことがございます。こちらについては35人から45人程度ということでお話をいただいております。そういった中で1支援単位というお話をさせていただいておりますが、こちらの適切な運営というところでは、子供たちの入所状況とかに合わせて支援員を配置するなどを行った上で適切な対応・運営、そういったものをさせていただいておりますので、一過性のもので1単位増やすとか、そういったことではございませんので、そのところは御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） そうすると、支援単位については、かなり幅を持たせてやっている。

35人から45人ということで、それが45人を超えたら少し考えなくちゃいけないということになるわけで、そういうことでやっているということは理解しました。

その中で、特に最低基準については40人というのは今分かったんだけど。そのほか子供1人当たりの専用区画面積というのが1.65平方メートルということになっているわけですけども、その最低基準を町としてはクリアしてるからそれほど過密ではないというお話だったんだけども。この1.65平方メートルについての考え方なんだけど、これは、最近決まったわけではないんです。私はずっと長い間気になって、20年以上も前に、やはり学童保育所の定員の問題について、何を基準にしてその定員を決めるんだということのやり取りをやったんだけども、そのときも子供1人について1.65平方メートル、畳1枚分だということを、たしか副町長あたりとやった気もするんだけども。そういうことで、もう20年以上変わらないというのは、つまりその20年前というのは、小学校3年生までしか入れなかったわけです。つまり1年生、2年生、3年生もかなり抜けた、主には1年生、2年生が多かったんだけども。そういう時代の基準、その当時であれば、小学校1年生だったら畳1枚分あれば、寝たり転がったりできるのかと思うんだけども、今は、小学校6年生まで入れるようになったわけです。そうすると、小学校1年生、2年生の体格と小学校5年生か6年生の体格というのは、かなり違いますよね。倍ぐらい違うかな、小学校の。いうことで、そういうことを考えれば、20年前、これが変わったのは、基準というか、6年生まで入られるようになったのは、たしか七、八年前だと思うんだけども。そういう点で、この1人当たりの使用面積というか、使用区画面積が1.65平方メートルというのは、これは改善が必要だと思うんですけども、その辺については、町としての考え方はありますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、この専有面積に関しましては、最低限というところで、こちらはしっかりと守っていきたいと考えております。また、1.65平米以上というところを期待されるところではあるかと思いますが、現在、やはり専有面積を拡大していくといったことで定員数を少なくしてしまった場合、受入れができなくなります。そういった場合、今、共稼ぎが多くなっているということ、また、物価高騰ということもございまして、より働く時間等も長くなっている方が多いということもございまして、保護者の要望、そして子供の安全・安心、両方を大切にしながら運営を行っていくというところでは、まず、国が示す1.65平米、こちらを基準として守って受入れは継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 1.65平方メートル、子供の専有面積なんですけれども、やはり私は、改善する必要があるんじゃないのかと思いますし。改善したら受入れができなくなるとか、スペースがないからできなくなるということを部長は言ったのかな。でも、やっぱり空き教室とか、あるいは体育館の2階とか、あるいは、昔やっていた菅谷台であれば集会所を借りるとか。花園とかもやっていたんですけれども。そういういろいろな場所の設置を検討しながら1.65平方メートルの改善というのが必要かと。あるいは40人の枠、一応35人までという話もあったんですが、その枠ももう少し緩和するということが必要なのかと、ゆったりした環境の中で子供たちを受け入れるということを検討しなければいけないと思うんです。その1.65平方メートルについては、仙台市の児童クラブでもやっぱり議会と同じような質問があって、仙台市は児童館・児童クラブのあり方検討部会というのがあるそうですけれども、その中で1.65平方メートルについての協議が始まったということで、その協議の行方を見ながら仙台市としても、児童の生活の面としても、その面積の確保についての検討を進めていくという、検討ですから、進めるということなので、利府町としても、子供たちの学童の利用率の多さから、ますますこれから増えてくると思うんですけれども。そういう状況の中で、やっぱりゆったりした環境の中で受け入れる必要があると思うわけなんですけれども。そういうことを踏まえて、この条例で決まっている最低基準を緩和するという検討もする必要があるのかと思います。これは、条例を改正する必要はないんです。条例では、1人当たりの専用面積が1.65平方メートル以上を設けなさいと。だから2平方メートルでもいいわけです。それから、支援単位についても40人以下にしなければいけないわけですから、それから、指導員についても2人以上ということで、3に置いて駄目だというわけではないので、あくまでもこれは最低基準ということで、これを上回るということについては何ら問題もないし、条例を改正する必要もないわけなので。そういう点で、あくまでも最低基準ですから、最低基準の緩和についても、こういう3つの面について検討することが必要かと思うんですけれども、町の考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

1.65平米にこだわるということではございません。より広ければ、子供たちに快適な空間を提供できるということは、思っているところでございます。ただし、先ほどお話しさせていただいたように、子供たちを安心・安全に預かるといったところで考えたときに、その空間を

広げていくということで人数を絞っていくということを行っていくと、また1支援単位で支援員は2名必要だということになります。支援員の確保など様々なところで難しい問題というのがあると思いますので、そういったところも含めて仙台市の取組、そういったところの状況などを今後確認させていただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今、部長が言ったように、私は最低基準の緩和をしろ、しろと言ってるんだけど、基準の緩和をすると、いろんな難しい問題が出てくるわけですね。クラスを増やせば、やっぱりその場所を増やさなくちゃいけないということと、あるいは指導員の先生たちの問題ですね。支援単位、クラスを1つ増やせば2人の支援員を増やさなくちゃいけないということ。逆の場合もあるわけです。減らすと、支援単位が81名だから、90名だから3つだったけども2つに減らすという場合は、今度、支援員を減らさなくちゃいけないということで、支援員に対してもいろんな複雑な問題が出てくるということで。確かに簡単な話ではないんだけど、それも含めてやはり最低基準の緩和が必要かと思うんです。

これは、何で必要なのかという話なんですけれども、利府町の今の児童クラブの実態、今、小学校の子供たちというのは、だんだん減ってきているわけです。それなのに児童クラブの子供たちは、先ほど町長が言ったけれども、今年は去年から比較して54人と、多分、来年も増えるかと思うんですけれども。小学校の子供が減っている中で児童クラブの子供たちが増えているという現状があるわけです。児童クラブの今年の人数は、さっき町長が言いましたけれども745人、全部の児童クラブの子供たちを足すと745人なんですけれども、これに対して、今、利府町の小学校の子供たちが何人いるのかというと、これは、今現在の、私は分かんないんだけど、1年前の6つの小学校の子供たちの数というのは2,100人ぐらいなの。割合にすれば、小学校の子供たち全体の3割から4割近くが町の児童保育所に行っているということに計算上はなるわけ。ただ、とはいっても、その中でも特に4年生以下で比較検討すると、もしかすると小学校の1年生から4年生の全児童の半分ぐらいが児童保育所に行っていると、これは多分そうなると思うんです。児童保育所の子供たちは全体で745人なんですけれども、その中の9割は1年生から4年生までなんです。ですから、町内の小学校の子供たちの恐らく半分近くが、今、町内の7つ、8つの児童保育所に通っていると思います。これだけ多くの町内の子供たちがこれから利用するという放課後児童クラブ事業でありますので、やはりこの町の児童クラブの存在意義というのか、非常に大変大きいものになってきていると思います。そして、そういう点

でいうと、多くの子供たちがやっぱり楽しく安心して勉強ももちろんできるし遊びもできる。そして、伸び伸び、具合が悪いというときは横になれるスペースをきちんと確保して、放課後をしっかり楽しい児童保育所で生活できるというスペースを、町はしっかりその環境を確保しなければいけないと思うんです。そういうゆったりしたスペースの確保などのために、町としては、児童保育所の最低基準の緩和をすることが必要かと思うんですけれども、その点について再度確認だけしておきます。町長でもいいんですけれども。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） 議員の意見を参考にさせていただきながら、児童クラブ利用者のお子さんたち、そして保護者の方たちの御意見なども参考とさせていただきながら、そういったところ、快適な空間、楽しい空間といったものに関しましては、面積だけではなく携わる放課後児童支援員たちの対応など様々なものがあると思いますので、そういったところも含めながらよりよい環境の提供ということで対応を今後も進めていけるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） あんまりこればかりやっていると温暖化までいかないので、最後にします。

昼食の問題です。答弁では、令和4年度、おとしからほかの自治体に先駆けて試行的に昼食提供を始めたということなんですけれども。これは、令和5年がどうだったのかということと、保護者のアンケートを取ったら、3割は意外と少ないと思ったんですけども、3割の保護者が希望したということで、これを前向きに検討を進めていくというお話だったんですけども。もう間もなく夏休みも近づいてきますので、1年生は、今年は新しく児童クラブに入った保護者とかもちょっと心配していると思うんですけれども、今年の夏休みも含めて、今後、前向きに検討というか、実施をしっかりしていくのかどうか。その辺についての町の考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町長。

○町長（熊谷 大君） すみません。私の滑舌が悪かったのかあれですけれども、前向きに検討を進めますじゃなくて前向きに進めますと言っているはずですので。答弁は、前向きに進めますと言っていますので。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 分かりました。前向きに進めます、前向きと言わなくてもいいので、実施しますでいいんだけど、前とか後ろとかあんまり意味がないんだけど。令和5年と、それから今年度の昼食提供についての状況の説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

長期期間中の給食の提供ということで、こちらに関しましては、町長の公約であり、また、子ども・子育て会議の委員長をしていただいております宮城学院女子大学の磯部先生からもお話をいただいているところですが、提供ができれば子育て支援の画期的な事業であるというお話をいただいているところでございます。そういったことで、これまでも最優先事項として検討をし、試行的に行ってきたという状況でございます。今年度に関しましては、先ほど町長が言われましたように前向きに進めているということで、ぜひ長期間並びに学校の振替休日なども含めた形で給食の提供ができるように進めております。これは、現在、調整をしているところでございますが、できれば今度の夏休みから全ての期間中、提供ができる形で実施したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 児童クラブの昼食の提供というのは、町長の公約だったの。そうだったの。すみません。小学校の給食の無償化というのは聞いていたけれども。いいです。実施をするということなんですけれども、全ての児童クラブで実施をするということなんですけれども。これは、利用者は、ほとんどの保護者が利用するのかどうかということと、あと、保護者の負担というのは、1食当たり幾らになる予定なのか、その辺について説明をお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、実施に当たっての課題というところで、仙台市等では、保護者会の御協力を得ながら料金徴収だったりとか、また、食べ残しに関しましても宅配業者から引き取りに来ていただくということでございました。本町で実施したときには、昨年度ですと、地場産品等を活用していただくということで地元の事業者の方に御協力をいただいておりますが、やはり人的な関係もございまして、児童クラブの支援員たちに御協力をいただいて、その給食となるものを取りに行かなければならなかったという状況でございます。今年度につきましては、保護者の方たちがスマートフォンから申込みをして、なおかつ口座引き落としで支払いができるというこ

とで、課題を克服しているということになりますので、しっかりとやっていきたいと思っております。そういったところを、課題を克服した形でやっていきたいと考えているところでございます。単価については、1食当たり500円弱というところと、あと、スマホでの申込み等を活用していくということで、その事務手数料を含めた形で、安価な形で提供できるように調整をこれまで進めてきておりますし、今後も調整を図っていききたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ地球温暖化の問題について行きます。

まず、（1）です。2018年に策定した事務事業編、これは第3期なんですけれども、この評価についてどうなのかということで、答弁では、いろんなエコな取組をやって1,132トン削減したので一定の評価があったと町としての答弁がありました。かなり控え目な評価だったわけなんですけれども。実は、実行計画の削減目標というのは、2030年に二酸化炭素、CO₂を1,180トン削減しようというのが町のこの計画の目標だったんですけれども。今、答弁であったように1,132トン削減したわけですから、目標からすれば、ほぼ同じぐらい、率にすれば96%まで削減したとなるわけなんですけれども。この点について、いろいろな取組をやったことが大きいと思うんですけれども。ただ、この何だ、事務事業編の中には、この削減したCO₂の結果の公表については、毎年公表するということになったんですけれども、最後に公表されたのが2020年なんです。今から4年前ということで、2021年から2023年までは、いろいろな多分コロナの状況があったと思うんですけれども、なかなか公表まで計算できなかったと思うんですけれども。もしかすると、2021年から2023年の間に削減目標をクリアしていたかもしれないと思うんですけれども、町としてこの3年間の削減については、どう評価というか考えているのか、その辺についての考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

確かにホームページで公表させていただいているのは2020年、令和2年度の削減量まででございます。議員御指摘のとおり、コロナ禍とかがあったものですから、その辺、公開するのを失念していたということで、この場を借りておわびをしたいと思います。

ただし、今回、削減量といたしましては、2030年までの目標としましては26%。議員がおっしゃるとおり2020年、令和2年度では、全体の26%に対して先ほどの1,180トンの24.96%ということで、ほぼほぼ見込みに達しておりますので、この3年間の分につきましても検証を進め

まして、今後の目標値につきましては、区域施策編で定める46%に向けた形で今後も進めていきたいと、事業に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この事務事業編の位置づけというか、今年決めた区域施策編とどう並行してやっていくのかということも聞いているわけですが。この位置づけ、事務事業編、昔決めたやつですが、これが、やはりCO₂削減目標というのが、2030年までに26%削減するというのが目標なんです。ところが、今決めたこの区域施策編では、2030年までにCO₂を46%削減、そして、2050年にはCO₂の排出をゼロにするという目標が掲げられているわけですから、かなり大幅にこの目標が、倍ぐらい違うわけですが。そういう中で、この事務事業編に取り組むというお話、答弁がありましたけれども、目標値が倍違うわけで、そういう中で一緒に並行して取り組んでいくということに少し違和感があると思うんですが、その辺の考え方について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

整合性につきましては、確かに大幅に約20%ですか、違うということになりますので、今後の取組ということでは、いろいろとやっていかなきゃいけないのかということでは思っております。町としましても、先ほど町長の答弁にもありましたように、省エネ家電の買換えといったところで令和4年度から実施しておりますし、あと、あわせまして、今年度、太陽光発電、蓄電池に対しての補助、こちらに関しては、宮城県と歩調を合わせた形で実施をしていくということで今後も進めてまいりたいと思っておりますので。確かに目標数値としては高い目標になるかもしれませんが、やはり国の目標に合わせた形でこちらは数値目標を定めさせていただいておりますので、それに向かって町が努力していくということで頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） この事務事業編というのは、最初に何か説明があったよね。役場庁舎内のいろいろな取組なわけですから、そういう点で、2020年まで一生懸命取り組んできて、今も取り組んでいるわけですが。事務事業編の中で取り組むことについては、これは、目標が大きく変わったとしても、取り組むことは一緒にいいと思うんです。この間やってきたの

は、太陽光発電設備をこの役場だけでなく各小学校に取り付けたり、あるいはエコカー水素カーを購入したり、あるいはペーパーレス、議会も随分ペーパーレスになっていますけれども。そういうことを進めてきたことによってかなり大きな二酸化炭素の削減になったんだということで、これは、やったこと自体は、今後も同じことを続けていく必要があると思うんですけれども。ただ、この事務事業費の中の目標の位置づけとしては、26%削減になっているわけですから、やはりこれは、今回設定した区域施策編に合わせて46%、そして、この事務事業編では、2030年までの目標は書いてあるけれども、その後の2050年のことは書いていないんです。だから、2050年にゼロにしくちゃいけないということは、この事務事業編では書いていないんです。だから、それも併せて改定しながらしていく必要があるのかと思うんですけれども、その辺、大変いろいろ忙しい時期であると思うんですけれども、やはりこの事務事業費編のその部分だけ、あるいは部分的な補強も必要かも分かりませんが、改訂版というのを策定して、一緒に取り組んでいく必要があると思いますし。2030年というけれども、あと5年ですから、5年の間にいろいろやらんちゃいけないわけですから、そういうことに取り組むに当たっても、この事務事業編の改善というのも必要かと思うんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

まず、事務事業編の改定につきましては、2050年の目標数値につきましては、国では、2050年のゼロカーボンに向けて計画を定めたということになります。そこは、2050年がゼロカーボンということなので、CO₂削減、それが100%という形にはなってくると思うんですけれども。今回、議員御指摘の46%に対して、事務事業編についても見直しが必要でないかということにつきましては、私たちも認識はしておりますので、今後の計画等の内容を精査しながら46%に近づける事務事業編の改定等についても検討はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） じゃあ最後だ。今回制定した温暖化対策実行計画の区域施策編の中で、2030年までに46%の二酸化炭素削減、2050年までにゼロにすることが掲げられているわけなんですけれども。じゃあそのために何をやるのかということがあるわけなんですけれども、いろいろ検討した結果、結局、太陽光発電の設備を設置するというのが大きな作戦というか、それしかないこの施策編の中では書かれているんですけれども、そういう認識でよろしいんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） 一番効率的にできる、効果がある対策というのが、国も県もそのとおりですけれども、やっぱり太陽光発電という形になります。町では、今まで確かに事業としましては、各小中学校に対しての太陽光発電の設置だったり、あと、エコカーと言われる公用車を3台導入したり、今まで事務事業編に記載していなかった部分についても取り組んでいる実態もございますので、そういったことも含めて町としましては、一番効率のいい太陽光発電の導入についてシフトをしたいということで今回進めていきたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） 土村秀俊君。

○8番（土村秀俊君） 今言ったように太陽光発電が二酸化炭素削減に一番大きな力を発揮するんですけれども。その中で2つほど、町の公共施設の50%設置と、あるいは、今後、新築する個人住宅の60%に設置するということなんですけれども。町として、もうかなり50%ぐらい進んでいると思うんですけれども、今後どうするのかということと。あと、個人住宅の60%の太陽光発電については、補助金を今回は6万円出すことになったんですけども、実際には160万円ぐらいかかるわけで、それに対して6万円、あるいは県の助成を足しても12万円なので、その12万円だけでこの設備設置が60%進むのかどうか。その辺についてどう考えていくのか、町の考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。町民生活部長。

○町民生活部長（堀越伸二君） お答えいたします。

今現在、町の公共施設、学校関係等も含めまして太陽光発電の上がっている割合としましては、45.8%ございます。ですので、50%には近づけるのかということでは思っております。個人住宅につきましては、やはり今後、技術革新とかもございます。ただ、今回、県で共同購入という形で太陽光発電もやっておりますので、実際そういったところで町も一緒に歩調を合わせて補助を出すという形で今回進めておりますので、できればそういった形で進めてまいりたいとは思っております。

○議長（鈴木忠美君） 以上で8番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

お諮りします。議事の都合により、明日6月13日は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、6月13日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は6月14日です。定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時03分 散 会

上記会議の経過は、事務局長川口 優が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和6年6月12日

議 長

署名議員

署名議員